



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(人事課) …… 5
- 大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………() …… 5
- 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………(税務課) …… 6
- 大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………(保険医療課) …… 6
- 大和高田市防災会議条例の一部を改正する条例……………(自治振興課) …… 7

規則

- 児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所措置費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則……………(児童福祉課) …… 7
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………(人事課) …… 8
- 大和高田市消防賞じゅつ金等審査会規則等の一部を改正する規則……………(自治振興課) ……10
- 大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則……………(企画法制課) ……10
- 大和高田市未収金徴収対策室設置規則の一部を改正する規則……………(未収金徴収対策室) ……14
- 大和高田市文書規則の一部を改正する規則……………(企画法制課) ……15
- 大和高田市下水道条例施行規則及び大和高田市下水道使用料の徴収事務委任に関する規則の一部を改正する規則……………(下水道課) ……15
- 大和高田市会計規則の一部を改正する規則……………(会計課) ……16
- 大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(市立病院総務企画課) ……18
- 大和高田市立こども園条例施行規則……………(保育課) ……18
- 大和高田市保育所条例施行規則の一部を改正する規則……………() ……20
- 大和高田市予算規則の一部を改正する規則……………(企画法制課) ……22

訓令

- 大和高田市職員表彰規程及び大和高田市不当要求行為等の防止に関する要綱の一部を改正する訓令……………(企画法制課) ……22
- 大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令……………() ……23
- 大和高田市法令審査会規程の一部を改正する訓令……………() ……24
- 職員等の旅費支給規程……………(人事課) ……24
- 大和高田市IT推進中期計画策定及びシステム構築支援業務委託事業者選定委員会設置要綱……………(広報情報課) ……25

告示

- 大和高田市精神障害者医療費助成事業実施要綱の一部を改正する告示…(社会福祉課) ……26
- 大和高田市住宅手当緊急特別措置事業実施要綱……………(保護課) ……27
- 大和高田市更生訓練費支給要綱……………(社会福祉課) ……45
- 大和高田市事務処理安定化支援事業補助金交付要綱……………() ……47
- 大和高田市新事業移行促進事業補助金交付要綱……………() ……51

- 大和高田市地域移行支度経費支援事業補助金交付要綱……………(社会福祉課) ……54
- 大和高田市特定随意契約対象者の登録に関する要綱……………(契約監理室) ……57
- 大和高田市障害者(児)移動支援事業実施要綱の一部を改正する告示…(社会福祉課) ……62
- 大和高田市日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する告示……………() ……63
- 大和高田市手話通訳事業実施要綱の一部を改正する告示……………() ……64
- 使用料収納事務の委託(サイクルポート)……………(生活安全課) ……64
- 使用料収納事務の委託(JR高田駅西側駐車場)……………() ……65
- 使用料収納事務の委託(高架下自転車保管所)……………() ……65
- 大和高田市男女共同参画推進本部設置要綱の一部を改正する告示……………(人権施策課) ……65
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課) ……66
- 大和高田市違反広告物除却推進員制度実施要綱……………(都市計画課) ……66
- 平成21年度大和高田市一般会計補正予算(第6号)等の要領の公表…(財政課) ……72
- 職権による消除……………(市民課) ……79
- 市道の区域の決定及び供用の開始に関する告示……………(土木管理課) ……79
- 引取りのない自転車等の処分……………(生活安全課) ……80
- 供用の開始に関する告示……………(土木管理課) ……80
- 職権による消除……………(市民課) ……80
- 5月市議会臨時会の招集……………(財政課) ……81
- 放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課) ……81

公告

- PETボトル中間処理業務委託に関する条件付き一般競争入札公告…(契約監理室) ……81
- 農用地利用集積計画の縦覧……………(産業振興課) ……83
- 大和都市計画生産緑地地区の変更に係る案の縦覧……………(都市計画課) ……84
- 学校施設耐震改修設計業務{耐震補強計画・耐震実施設計}(片塩中学校棟No. 17・27)に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室) ……84
- 学校施設耐震改修設計業務{耐震補強計画・耐震実施設計}(浮孔小学校屋内体育館棟No. 11)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……87
- 学校施設耐震改修設計業務{耐震補強計画・耐震実施設計}(片塩小学校屋内体育館棟No. 13)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……89
- 学校施設耐震改修設計業務{耐震補強計画・耐震実施設計}(菅原小学校屋内体育館棟No. 18・浮孔西小学校屋内体育館棟No. 2)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……91
- 学校施設耐震改修設計業務{耐震補強計画・耐震実施設計}(磐園小学校屋内体育館棟No. 12・陵西小学校屋内体育館棟No. 18)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……94
- 保育所施設耐震改修工事設計業務{耐震補強計画・耐震実施設計}(天満・みどり・浮孔・磐園保育所)に関する条件付き一般競争入札公告…() ……96

教育委員会

- 大和高田市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程……………(教育総務課) ……99
- 教育委員会4月定例委員会の招集……………() ……99
- 教育委員会5月定例委員会の招集……………() ……99

選挙管理委員会

- 選挙管理委員会の招集……………(選挙管理委員会) ……100

農業委員会

- 農業委員会5月定例委員会の招集……………(農業委員会) ……100

公営企業

- 大和高田市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程……………(水道総務課) ……100
- 大和高田市水道事業決裁規程の一部を改正する規程……………(") ……101
- 企業職員の旅費に関する規程及び大和高田市水道事業会計規程の一部を改正する規程……………(") ……101
- 水道料金等の収納事務の委託……………(") ……102

公布された条例のあらまし

◇職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由
時間外勤務代休時間の創設に伴い、所要の改正を行うものです。
- 2 改正の内容
給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合又は期間に時間外勤務代休時間を加えることとします。
- 3 施行期日
平成22年4月1日

◇大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由
雇用保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、規定の整備を行うものです。
- 2 改正の内容
短期雇用特例被保険者から、「短期の雇用(同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が一年未満である雇用をいう。)に就くことを常態とする者」が除外されることに伴い、所要の改正を行います。
- 3 施行期日
平成22年4月1日

◇大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由
地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、規定の整備を行うものです。
- 2 改正の内容
 - (1) 法人市民税について、法人税法の一部改正により引用する条項にズレが生じたため、規定の整備を行います。(第40条第6項関係)
 - (2) 農業協同組合等の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する土地に係る特別土地保有税の非課税措置が廃止されることに伴い、規定の整備を行います。(附則第15条、附則第15条の2関係)
 - (3) 都市計画税に係る課税標準の特例措置の拡充及び廃止に伴い、規定の整備を行います。(附則第28条関係)
- 3 施行期日
平成22年4月1日

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由
地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、規定の整備を行うものです。
- 2 改正の内容
 - (1) 特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例措置の新設(第21条の2、第22条の2関係)
国民健康保険の被保険者が、倒産や解雇等の理由により離職した雇用保険の受給資格者である場合において、離職の日の翌日の属する年度の翌年度末までの間、前年の給与所得をその金額の30/100に相当する金額として国民健康保険税の額を計算することとします。
 - (2) その他(第21条、附則第2項、附則第2項、附則第13項、附則第14項関係)
- 3 施行期日
平成22年4月1日

◇大和高田市防災会議条例の一部を改正する条例

- 1 改正の理由
本市の会計管理者が部長級から次長級とされたことに伴い、規定の整備を行うものです。
- 2 改正の内容
防災会議を構成する委員のうち市職員は部長級の職員をもって充てることから、次長級となった会計管理者を構成委員から外すものです。
- 3 施行期日
平成22年4月1日

条 例**条例第12号**

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和41年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中「平成7年条例第5号)」を「平成7年条例第5号。以下「勤務時間等条例」という。)第8条の4に規定する時間外勤務代休時間、」に改め、「並びに第12条に規定する年次有給休暇並びに休職の期間」を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 勤務時間等条例第12条に規定する年次有給休暇及び休職の期間

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

条例第13号

大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市職員の退職手当に関する条例(昭和33年条例第14号)の一部を次のように改正する。
第11条第7項及び第8項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第11項第4号中「第56条の2第3項」を「第56条の3第3項」に改め、同条第14項第1号中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同項第2号中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に大和高田市職員の退職手当に関する条例第2条に規定する職員であった者であって、退職の日が施行日前であるもの及び施行日の前日において職員であって、施行日以後引き続き職員であるものに対する改正後の同条例第11条第7項及び第8項の規定の適用については、なお従前の例による。

条例第14号

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市税賦課徴収条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第40条第6項中「第2条第12号の7の5」を「第2条第12号の7の7」に改める。

附則第15条を削り、附則第15条の2を附則第15条とし、附則第15条の3を附則第15条の2とする。

附則第28条中「第15条第2項、第13項、第28項、第29項、第33項、第36項、第37項、第39項、第40項、第42項から第45項まで、第47項、第49項から第55項まで若しくは第57項」を「第15条第1項、第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項」に改め、「又は」を「又は第31項から第33項まで」に改める。

附則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大和高田市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成21年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

条例第15号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例（昭和32年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第21条第1号中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に、「法第314条の2第2項に規定する金額」を「33万円」に改め、同条第2号中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に、「法第314条の2第2項に規定する金額」を「33万円」に改め、「特定同一世帯所属者」の次に「（当該納税義務者を除く。）」を加え、同条第3号中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に、「法第314条の2第2項に規定する金額」を「33万円」に改める。

第21条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第21条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第22条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合にお

いては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

第22条の次に次の1条を加える。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第22条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類を提示しなければならない。

附則第2項中「第703条の5第1項」を「第703条の5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の大和高田市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

条例第16号

大和高田市防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市防災会議条例の一部を改正する条例

大和高田市防災会議条例(昭和38年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項第9号中「、会計管理者」を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

規 則

規則第37号

児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所措置費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年12月28日

大和高田市長 吉 田 誠 克

児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所措置費用の徴収に関する規則等の一部を改正する規則

(児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所措置費用の徴収に関する規則の一部改正)

第1条 児童福祉法に基づく助産施設及び母子生活支援施設の入所措置費用の徴収に関する規則(昭和63年規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表備考1中「第314条の7」の次に「、第314条の8」を加え、同表備考2(1)中「所得税法」の次に「第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、」を加え、同表備考2(2)中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項及び第5項」を加え、「及び第41条の19の3第1項」を「並びに第41条の19の5」に改め、同表備考4(1)中「額(」の次に「医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。」を加え、「350,000円」を「390,000円」に改める。

(老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部改正)

第2条 老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則(昭和55年規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2備考1中「第314条の7」の次に「、第314条の8」を加え、同表備考2(1)中「所得税法」の次に「第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、」を加え、同表備考2(2)中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項及び第5項」を加え、「及び第41条の19の3第1項」を「並びに第41条の19の5」に改める。

(身体障害者福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部改正)

第3条 身体障害者福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則(昭和63年規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表の(2) 身体障害者の扶養義務者に係る徴収金の項備考2中「第314条の7」の次に「、第314条の8」を加え、同項備考3中「所得税法」の次に「第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、」を加え、「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項及び第5項」を加え、「及び第41条の19の3第1項」を「並びに第41条の19の5」に改める。

(知的障害者福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部改正)

第4条 知的障害者福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則(昭和63年規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表の(2) 知的障害者の扶養義務者に係る徴収金の項備考2中「第314条の7」の次に「、第314条の8」を加え、同項備考3中「所得税法」の次に「第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、」を加え、「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項及び第5項」を加え、「及び第41条の19の3第1項」を「並びに第41条の19の5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第5号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第6号)の一部を次のように改正する。

目次中「時間外勤務」の次に「並びに時間外勤務代休時間」を加え、「第9条の5」を「第9条の6」に改める。

「第3章 宿日直勤務及び時間外勤務」を「第3章 宿日直勤務及び時間外勤務並びに時間外勤務代休時間」に改める。

第3章中第9条の5の次に次の1条を加える。

(時間外勤務代休時間の指定)

第9条の6 条例第8条の4第1項の市長が規則で定める期間は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第63号。以下「給与条例」という。)第10条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月(次項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第8条の4第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(条例第10条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第4項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第10条第4項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与条例第10条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。) 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 給与条例第10条第1項又は第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 給与条例第10条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分(年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間)を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第8条の4第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第8条の4第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 時間外勤務代休時間の指定の手続に関し必要な事項は、市長が定める。

第10条第1項中「(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。)」を削り、「(休日)」を「(条例第8条の4第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改める。

第27条中「及び」を「、第9条の6第1項及び第3項並びに」に改め、「振替等」の次に「時間外勤務代休時間の指定」を加える。

別表第2中「週休日」の次に「、条例第8条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等」を加える。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

規則第6号

大和高田市消防賞じゅつ金等審査会規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月26日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市消防賞じゅつ金等審査会規則等の一部を改正する規則

(大和高田市消防賞じゅつ金等審査会規則の一部改正)

第1条 大和高田市消防賞じゅつ金等審査会規則(昭和51年規則第23号)の一部を次のように改正する。

第2条中「をもって組織し、市長がこれを委員に委嘱し、又は任命」を「のうちから市長が委嘱し、又は任命するものをもって組織」に改める。

(大和高田市緑化推進協議会規則の一部改正)

第2条 大和高田市緑化推進協議会規則(昭和57年規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「25名」を「25名以内」に改める。

(大和高田市営住宅対策協議会規則の一部改正)

第3条 大和高田市営住宅対策協議会規則(平成8年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「10名」を「7名」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

規則第8号

大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月26日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則

大和高田市行政組織規則(平成20年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中

「

人事課	人事係
-----	-----

を

」

「

人事課	人事グループ
-----	--------

に、

」

「

財務部	財政課	財政係
	財産管理課	文書管財係 車両・重機管理係
	税務課	固定資産税グループ 市民税グループ
	収税課	徴収係 収納係
未収金徴収対策室		

を

」

「

財務部	財政課	財政グループ	に、
	財産管理課	文書管財係	
	税務課	固定資産税グループ 市民税グループ	
	収納対策室	収納対策グループ	
」			
「	人権施策課	推進グループ 男女共同参画推進係	を
」			
「	人権施策課	推進係 男女共同参画推進係	に、
」			
「	産業振興課	商工振興グループ 調査統計係 農業振興係 農地係	を
」			
「	産業振興課	商工振興係 調査統計係 農業振興係 農地係	に、
」			
「	児童福祉課	児童福祉係 子育て支援係	を
」			
「	児童福祉課	児童福祉・次世代育成係	に、
」			
「	環境衛生課	環境衛生グループ	を
」			
「	環境衛生課	環境衛生係	に、
」			
「	美化推進課	美化第1係 美化第2係	を
」			
「	環境衛生課	美化第1係 美化第2係 美化第3係	に改める。
」			
第3条第2項の表中			
「	市民課	市民課連絡所	を
」			
「			

広報情報課	消費生活センター	に、
市民課	市民課連絡所	
」		
「		
児童福祉課	児童館 家庭児童相談室	を
保育課	保育所	
」		
「		
児童福祉課	児童館 家庭児童相談室 つどいの広場 子育て支援センター	に改める。
保育課	保育所 こども園	
」		
第4条企画政策部の款人事課の項中「人事係」を「人事グループ」に改める。		
第4条財務部の款財政課の項中「財政係」を「財政グループ」に改める。		
第4条財務部の款財産管理課の項中		
「 (12) 課内の他の係の補助に関すること。		
車両・重機管理係		
(1) 公用車、重機等の整備及び管理に関すること。		
(2) 公用車の運行管理に関すること。		
(3) 課内の他の係の補助に関すること。 」を		
「 (12) 公用車、重機等の整備及び管理に関すること。		
(13) 公用車の運行管理に関すること。 」に改める。		
第4条財務部の款収税課の項を削る。		
第4条財務部の款未収金徴収対策室の項を次のように改める。		
収納対策室		
収納対策室が分掌する事務は、収納対策室設置規則(平成14年規則第35号)の定めるところによる。		
第4条市民部の款人権施策課の項中「推進グループ」を「推進係」に、「他のグループ」を「他の係」に改める。		
第4条市民部の款まちづくり振興室産業振興課の項中「商工振興グループ」を「商工振興係」に改め、「及びグループ」を削る。		
第4条福祉部の款児童福祉課の項中「児童福祉係」を「児童福祉・次世代育成係」に、		
「 (8) 課内の他の係の補助に関すること。		
子育て支援係		
(1) 少子化対策に関すること。		
(2) 子育て支援に関すること。		
(3) 課内の他の係の補助に関すること。 」を		
「 (8) 少子化対策に関すること。		
(9) 子育て支援に関すること。 」に改める。		
第4条環境建設部の款環境衛生課の項中「環境衛生グループ」を「環境衛生係」に、		
「 (10) 共同浴場に関すること。		
(11) し尿処理に関すること。		
(12) し尿くみ取り手数料に関すること。		
(13) 浄化槽清掃業の許可等に関すること。		
(14) 奈良県葛城地区清掃事務組合との連絡調整に関すること。」を		

- 「 (10) し尿処理に関すること。
 (11) し尿くみ取り手数料に関すること。
 (12) 浄化槽清掃業の許可等に関すること。
 (13) 奈良県葛城地区清掃事務組合との連絡調整に関すること。」に改める。

第4条環境建設部の款クリーンセンター美化推進課の項に次のように加える。

美化第3係

- (1) 一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。
 (2) 収集車両の配車及び管理に関すること。
 (3) 粗大ゴミの収集に係る受付に関すること。
 (4) 課内の他の係の補助に関すること。

第18条各号を次のように改める。

- (1) 消費生活センター 大和高田市消費生活センターの設置及び運営に関する規則(平成22年規則第1号)
 (2) 市民課連絡所 大和高田市市民課連絡所設置規則(平成8年規則第10号)
 (3) 隣保館 大和高田市隣保館条例施行規則(昭和43年規則第6号)及び大和高田市総合会館規則(平成4年規則第6号)
 (4) 青少年会館 大和高田市青少年会館設置条例施行規則(昭和55年規則第5号)及び大和高田市総合会館規則
 (5) 勤労青少年ホーム 大和高田市勤労青少年ホーム条例(昭和51年条例第25号)
 (6) 児童館 大和高田市立児童館設置条例施行規則(昭和49年規則第37号)
 (7) 家庭児童相談室 大和高田市家庭児童相談室設置規則(平成17年規則第43号)
 (8) つどいの広場 大和高田市地域子育て支援拠点事業実施要綱(平成21年告示第43号)
 (9) 子育て支援センター 大和高田市地域子育て支援拠点事業実施要綱(平成21年告示第43号)
 (10) 保育所 大和高田市保育所条例施行規則(平成17年規則第1号)
 (11) こども園 大和高田市立こども園条例施行規則(平成22年規則第 号)
 (12) 地域包括支援センター 大和高田市地域包括支援センター設置規則(平成18年規則第20号)
 (13) 保健センター 大和高田市保健センター設置条例施行規則(平成3年規則第4号)
 (14) 天満診療所 大和高田市国民健康保険天満診療所条例施行規則(昭和48年規則第25号)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に次の表の旧所属の欄に掲げる部課に属する職員は、特に辞令を用いて発令されたものを除き、平成22年4月1日をもって、新所属の欄に掲げる部室に属すべき職員として辞令を發せられたものとみなす。

旧所属		新所属	
財務部	収税課	財務部	収納対策室

(大和高田市税等徴収緊急対策本部設置規則の一部改正)

- 3 大和高田市税等徴収緊急対策本部設置規則(平成14年規則第44号)の一部を次のように改正する。

第5条中「未収金徴収対策室」を「収納対策室」に改める。

(大和高田市公印規則の一部改正)

- 4 大和高田市公印規則(平成16年規則第25号)の一部を次のように改正する。
別表専用公印10の項中「収税課長」を「収納対策室長」に改める。

規則第9号

大和高田市未収金徴収対策室設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月26日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市未収金徴収対策室設置規則の一部を改正する規則

大和高田市未収金徴収対策室設置規則(平成14年規則第35号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

収納対策室設置規則

第1条中「市税及び税外収入の累積滞納の増大に伴い、大口滞納等で市長が指示する市税及び税外収入(以下「市税等」という。)の徴収を更に」を「歳入の確保並びに市税及び税外収入(以下「市税等」という。)の収納事務の効率化を図るとともに、市長が指示する市税等の大口滞納の徴収を」に、「大和高田市未収金徴収」を「収納」に改める。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第2項中「収税課長、保険医療課長、介護保険課長、建築住宅課長、保育課長、環境衛生課長、学校教育課長及び水道営業課長」を「次に掲げる課の長又は参事」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 保育課
- (2) 介護保険課
- (3) 保険医療課
- (4) 建築住宅課
- (5) 環境衛生課
- (6) 学校教育課
- (7) 水道総務課

第4条を第5条とする。

第3条第1項中「室長」を「室長を、第2条に規定する担当に課長」に改め、同条第2項中「課長、」を削り、同条第3項中「定める」を「掲げる」に改め、同条を第4条とする。

第2条中「対策室」を「未収金担当」に改め、同条第1号中「市税等の徴収及び督促」を「歳入を確保するための施策の企画、検討及び実施」に改め、同条第2号中「市税等の滞納処分」を「納税の啓発」に改め、同条第3号中「市税等の不納欠損処分」を「大和高田市税等徴収緊急対策本部」に改め、同条第5号中「未収金担当主管課」を「第5条のスタッフが属する課の市税等の徴収」に改め、同条に次の1号を加える。

- (6) 室内の他の担当の補助に関する事。

第2条に次の1項を加える。

- 2 収税担当の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市税等(国民健康保険税を除く。以下この項において同じ。)及び個人県民税の徴収に関する事。
- (2) 市税等及び個人県民税の徴収嘱託及び受託徴収に関する事。
- (3) 市税等及び個人県民税の督促に関する事。
- (4) 市税等及び個人県民税の滞納処分及び不能欠損に関する事。
- (5) 市税等及び個人県民税の収納事務並びに統計に関する事。
- (6) 市税等及び個人県民税の過誤納金の還付並びに充当に関する事。
- (7) 納税証明に関する事。

- (8) 納税相談に関すること。
 - (9) 室内の他の担当の補助に関すること。
- 第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(担当)

第2条 対策室に次の担当を置く。

- (1) 未収金担当
- (2) 収税担当

2 前項に掲げるもののほか、特定事務について担当を置くことができる。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

規則第10号

大和高田市文書規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月29日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市文書規則の一部を改正する規則

大和高田市文書規則(平成11年規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「第39条関係」を「第38条関係」に、「出張」を「旅行」に改める。

別表第2中「第39条関係」を「第38条関係」に、

「

広報	(共通) 広報原稿	1	1	
	(共通) 広報誌	永年	1	

」を

「

広報	(共通) 広報原稿	1	1	
	(共通) 広報誌	永年	1	
行政手続	行政手続基準	常用	常用	

」に、

「出張」を「旅行」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

規則第11号

大和高田市下水道条例施行規則及び大和高田市下水道使用料の徴収事務委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月29日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市下水道条例施行規則及び大和高田市下水道使用料の徴収事務委任に関する規則の一部を改正する規則

(大和高田市下水道条例施行規則の一部改正)

第1条 大和高田市下水道条例施行規則(昭和59年規則第4号)の一部を次のように改正する。

様式第12号中「水道局」を「水道総務課」に改める。

(大和高田市下水道使用料の徴収事務委任に関する規則の一部改正)

第2条 大和高田市下水道使用料の徴収事務委任に関する規則(昭和59年規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「水道局長（以下「水道局長」という。）」を「上下水道部長（以下「上下水道部長」という。）」に改める。

第2条中「水道局長」を「上下水道部長」に改める。

第3条第1項中「水道局」を「上下水道部」に、「営業課長」を「水道総務課長」に改め、同条第2項中「水道局」を「上下水道部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条中大和高田市下水道使用料の徴収事務委任に関する規則第3条第1項の改正規定（「営業課長」を「水道総務課長」に改める部分に限る。）は、平成22年4月1日から施行する。

規則第12号

大和高田市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市会計規則の一部を改正する規則

大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(出納員の任命)」に改める。

第13条を次のように改める。

（指定代理納付者による歳入の納付）

第13条 市長は、歳入の納付について代理納付させるため、法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）を指定しようとするときは、令第157条の2第1項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を指定しなければならない。この場合において、市長は、あらかじめ会計管理者の意見を聴くものとする。

2 市長は、指定代理納付者を指定したときは、次に掲げる事項を告示し、かつ、市の広報誌への掲載その他の適切な方法により公表しなければならない。告示等をした事項を変更するときも、同様とする。

(1) 指定代理納付者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称）

(2) 指定代理納付者に代理納付させる歳入の種類

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

第13条の次に次の1条を加える。

第13条の2 収納職員は、法第231条の2第6項の規定による承認をしたときは、納入義務者にその旨を証する書面を交付しなければならない。

2 前項の場合において、指定代理納付者から前項の承認に係る歳入が納付されたときは、前項の書面は、第11条第2項の規定により交付された領収書とみなす。

第47条第1項中「債権者登録申請書により、」を削る。

別表第1中

「

収税課	課長及び参事	市県民税・固定資産都市計画税・軽自動車税及びその附帯金に係る収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	所属職員
未収金徴収対策室	室長及び参事	市税等滞納整理及び滞納処分等に係る収入の収納 公売に係る処分費等の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	所属職員

」を

「

収納対策室	室長及び課長	市県民税・固定資産都市計画税・軽自動車税及びその附帯金に係る収納 市税等滞納整理及び滞納処分等に係る収入の収納 公売に係る処分費等の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	所属職員
-------	--------	--	------

」に、

「環境衛生グループ係長」を「環境衛生係長」に、

「

学校教育課	課長	幼稚園及び児童ホームに係る保育料の収納 小・中学校等に係る使用料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	所属職員(指導主事及び栄養士を除く。)
-------	----	--	---------------------

」を

「

学校教育課	課長	幼稚園及び児童ホームに係る保育料の収納 小・中学校等に係る使用料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	所属職員(指導主事及び栄養士を除く。)
文化振興課	課長	文化会館の運営に係る使用料の収納 文化会館の運営に係る手数料の収納 文化会館友の会に係る入会及び更新料 チケットの売捌保証金の収納 物品販売料 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	

」に改める。

別表第2中

「

本人、病院等の請求書領収書又は証明書、戸籍謄本又は抄本、死亡届その他給付額の算定を明らかにする書類	
請求書	

」を

「

本人、病院等の請求書、領収書又は証明書、戸籍謄本又は抄本、死亡届その他給付額の算定を明らかにする書類	支出負担行為兼支出命令書によることができる
請求書	支出負担行為兼支出命令書によることができる

」に、

「出張命令簿(請求書)」を「旅行命令簿兼旅費請求書」に、

「

契約書、請求書	契約規則第28条第1項第1号に規定する契約書の作成を省略できるものは支出負担行為兼支出命令書によることができる
---------	---

」を
「

契約書、請求書	
---------	--

」に改める。

附 則
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

規則第14号

大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成22年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
大和高田市立病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成17年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「循環器」の次に「・腎臓」を加え、同項第5号中「室」を「センター」に改める。

附 則
この規則は、平成22年4月1日から施行する。

規則第15号

大和高田市立こども園条例施行規則を次のように定める。
平成22年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市立こども園条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、大和高田市立こども園条例（平成21年条例第18号。以下「条例」という。）第10条の規定によりこども園の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 こども園の定員は、次のとおりとする。

こども園の名称	定員
大和高田市立高田こども園	220人

(職員)

第3条 こども園に園長を置き、次に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 副園長
- (2) その他必要な職員

(園長の職務)

第4条 園長の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 園長は、園務を統括し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 前号に掲げるもののほか、職務上委任又は命令された事項に関すること。

(副園長の職務)

第5条 副園長は、園長を補佐し、園長の命を受けて園務を管理し、所属職員を監督する。

（園児の呼称）

第6条 こども園においては、幼稚園児を短時間利用児と称し、保育所児を長時間利用児と称する。

（合同保育）

第7条 こども園は、条例第7条の規定に基づき3歳児、4歳児及び5歳児に対して、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づく共通カリキュラムによる合同保育を行う。

（給食の実施）

第8条 こども園においては、入園している子どもに対して、給食を実施する。

（給食費）

第9条 短時間利用児の給食費は、月額3,700円とする。ただし、8月分は徴収しない。

2 長時間利用児の給食費は、大和高田市保育所条例（平成16年条例第20号第6条）に規定する保育料の額に含むものとする。

（子育て支援事業）

第10条 条例第6条の規定に基づき実施する子育て支援事業は、次に掲げるものとする。

- （1） 子どもとその保護者が、自由に遊び、交流することができる場の提供に関する事。
- （2） 子育てについての相談に関する事。
- （3） 子育てについての情報及び学習の機会の提供に関する事。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、子どもの健全な育成及び子育ての支援のために必要な事。

（子育て支援事業の利用方法）

第11条 子育て支援事業を利用しようとする者は、子育て支援事業利用者名簿に必要な事項を記入することにより、利用することができる。

（子育て支援事業の利用時間）

第12条 子育て支援事業の利用時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までとする。

（子育て支援事業の利用者の遵守事項）

第13条 子育て支援事業を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 秩序及び風紀を乱す行為をしてはならない事。
- （2） 故意に建造物又は附属設備を破損し、又は汚損してはならない事。
- （3） 施設で飲酒し、又は喫煙してはならない事。
- （4） 営利を目的とする物品の展示、販売又はこれに類する行為をしてはならない事。
- （5） 許可を受けずに印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布してはならない事。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、子育て支援事業の運営上必要な指示に反する行為をしてはならない事。

（利用の停止）

第14条 市長は、子育て支援事業を利用する者が前条各号に掲げる事項を遵守していないと認めるときは、その者の事業の利用を停止することができる。

（その他のこども園の管理運営）

第15条 この規則に定めるもののほか、保育を行うために必要なこども園の管理及び運営については、市立保育所及び市立幼稚園のそれぞれの例による。

（補則）

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 こども園の管理及び運営に関して必要な手続は、この規則の施行の日の前においても行うことが

できる。

規則第16号

大和高田市保育所条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市保育所条例施行規則（平成17年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「を市長」を「に所得税等の課税状況を証する書類を添えて、市長」に改める。

第8条第1項第1号中「保育所入所承諾書」を「保育所入所承諾兼保育料決定通知書」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第12条第1項を次のように改める。

条例第6条の規定により規則で定める保育料は、別表第2のとおりとする。

第12条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の」を「前2項の規定により」に改め、「その旨を」の次に「保育所入所承諾兼保育料決定通知書（様式第2号）により」を加え、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の保育料は、毎年度の4月1日（年度途中に入所した場合は、当該入所した日の属する月の初日）を基準日として、当該保育を実施する児童が属する世帯の所得税等の課税状況による階層区分及び当該児童の年齢によって決定するものとする。

別表第1 高田保育所の項中「110名」を「100名」に改める。

別表第2中

「

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額：単位円）		
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	0
第2階層	第1階層及び第4から第7階層までを除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	7,600	5,100	5,100
第3階層	市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	16,500	14,000	14,000
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その	40,000円未満	25,500	22,900
第5階層	所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円以上 103,000円未満	37,800	29,400
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	51,800	29,400
第7階層		413,000円以上	60,000	29,400

」を

「

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額：単位円）			
階層区分	定義	0歳児	1、2歳児	3歳児	4歳以上児
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	0	0
第2階層	第1階層及び第4階層から第8階層までを除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	7,600	7,600	5,100	5,100
第3階層	市町村民税非課税世帯	16,500	16,500	14,000	14,000
第4階層	40,000円未満	25,500	25,500	22,900	22,900
第5階層	40,000円以上103,000円未満	37,800	37,800	29,400	24,000
第6階層	103,000円以上413,000円未満	51,800	51,800	29,400	24,000
第7階層	413,000円以上734,000円未満	60,000	60,000	29,400	24,000
第8階層	734,000円以上	67,600	61,900	29,400	24,000

に改め、同表備考1中「同法第314条の7」の次に「、第314条の8」を加え、「第7階層」を「第8階層」に、「所得税法第92条第1項」を「所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項」に、「第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項」を「第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5」に改め、同表備考4中「第7階層」を「第8階層」に、「保育料徴収金額表に定める額×0.1」を「0円」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第8条及び第12条関係）

第	号	保育所入所承諾兼保育料決定通知書		第	号
				年	月
				日	日
様		申込みのありました保育所への入所について、承諾します。また、		年度の保育料に	
		ついて、次のとおり決定します。			
		大和高田市		印	
入所する児童の氏名及び生年月日		年 月 日生			

入所する保育所の名称	
保育の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
保育料及び納入方法	保育料 円
<p>備考</p> <p>1 上記の保育料は、今回提出のあった源泉徴収票及び各申告書に基づき決定しました。なお、6月の市町村民税の決定時に再度確認を行い、保育料に変更が生じる場合は4月にさかのぼって保育料の変更決定(差額分の追加納付又は還付)の通知を行います。</p> <p>2 保育所入所申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。</p> <p>3 保育料が未納のままですと、滞納処分を受けることとなりますので、必ず納付してください。</p> <p>※ 保育料は、毎月9日に届出の指定口座より振替します。(指定日が休日の場合は、翌営業日に振替します。)</p> <p>教示</p> <p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

規則第25号

大和高田市予算規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年4月8日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市予算規則の一部を改正する規則

大和高田市予算規則(昭和39年規則第19号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「収入役」を「会計管理者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

訓令第1号

大和高田市職員表彰規程及び大和高田市不当要求行為等の防止に関する要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月29日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市職員表彰規程及び大和高田市不当要求行為等の防止に関する要綱の一部を改正する

訓令

(大和高田市職員表彰規程の一部改正)

第1条 大和高田市職員表彰規程(昭和30年規程第1号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「、会計管理者」を削る。

(大和高田市不当要求行為等の防止に関する要綱の一部改正)

第2条 大和高田市不当要求行為等の防止に関する要綱(平成15年訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別表中「

- ・ 市長の事務部局の部長(企画政策部長を除く。) を
- ・ 会計管理者

」

「

- ・ 市長の事務部局の部長(企画政策部長を除く。) に改める。

」

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

訓令第2号

大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月29日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令

大和高田市決裁規程(平成9年訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「出張命令」を「旅行命令」に、「部長に関するもの」を「部長及び会計管理者に関するもの」に改める。

別表第2中

「

(2) 未収金徴収対策室長の専決事項

ア 市税及び税外収入(大口滞納等で市長が指示するものに限る。)の徴収及び督促に関すること。

イ 未収金担当主管課の指導及び助言に関すること。

」を

「

(2) 収納対策室長の専決事項

ア 市税及び税外収入(大口滞納等で市長が指示するものに限る。)の徴収及び督促に関すること。

イ 収納対策室設置規則(平成14年規則第35号)第5条に規定する収納対策室のスタッフが属する課の市税及び税外収入の徴収の指導及び助言に関すること。

」に、

「

(6) 収税課長の専決事項

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する他の地方公共団体への市税の徴収嘱託に関すること。

イ 市税の督促及び過誤納の整理に関すること。

(7) 未収金徴収対策室課長の専決事項

ア 室長が指示する事項

」を

「

(6) 収納対策室未収金担当課長の専決事項

ア 納税の啓発に関すること。

イ 収納対策室長が指示する事項

(7) 収納対策室収税担当課長の専決事項

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する他の地方公共団体への市税の徴収嘱託に関すること。

イ 収納対策室長が指示する事項

」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

訓令第3号

大和高田市法令審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月29日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市法令審査会規程の一部を改正する訓令

大和高田市法令審査会規程(平成8年訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「文書課長」を「企画法制課長」に、「文書課」を「企画法制課」に改め、同条第2項中「事案が本市の施策の基本的事項である場合は企画政策課と、」を削る。

第9条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「規程」を「訓令」に改める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

訓令第4号

職員等の旅費支給規程を次のように定める。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

職員等の旅費支給規程

(趣旨)

第1条 職員等の旅費の支給に関しては、職員等の旅費に関する条例(昭和27年第13号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(路程の計算)

第2条 旅費計算上必要な路程の計算は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行うものとする。

(1) 鉄道 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条に規定する鉄道運送事業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

(2) 水路 海上保安庁の調に係る距離表に掲げる路程

(3) 陸路 地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程

2 前項第1号又は第2号の規定により路程を計算し難い場合には、当該各号の規定にかかわらず、前項第3号の規定に準じて計算することができる。

- 3 第1項第3号の規定による陸路の路程を計算する場合には、その証明の基準となる点で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点とする。
- 4 陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる旅行について陸路の路程を計算する場合には、前項の規定にかかわらず、鉄道駅、波止場又は飛行場をも起点とすることができる。
- 5 前2項の規定により陸路の路程を計算し難い場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長の証明する元標その他当該陸路の路程の計算について信頼するに足るものを起点として計算することができる。

(旅費命令簿等様式)

第3条 条例第3条第4項に規定する旅行命令簿等及び条例第5条に規定する請求書の様式は、大和高田市職員服務規程(昭和38年訓令第2号)の定めるところによる。

(旅費の調整)

第4条 条例第17条の規定に基づき、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。

- (1) 職員の職務の級がさかのぼって変更された場合には、当該職員がすでに行った旅費額の増減を行わない。
- (2) 旅行者が公用車を利用して旅行した場合には、車賃は支給しない。
- (3) 用務の性質又は緩急の度合により急行料金若しくは特別車両料金又は所定の等級に応ずる旅客運賃若しくは特別船室料金を支給する必要がないと認められる場合には、その急行料金若しくは特別車両料金又は等級に応ずる旅客運賃若しくは特別船室料金を支給しない。
- (4) 旅行者が旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する療養補償、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に規定する療養の給付若しくはこれらに準ずる補償又は給付を受ける場合には、当該療養中の宿泊料の2分の1に相当する額を支給しない。
- (5) 依頼、要求等より市の経費以外の経費からその費用が支給されることとなっている旅行又は旅費以外の市の経費から旅費に相当する経費が支給される旅行にあっては、正規の旅費額のうち市の経費以外の経費又は旅費以外の市の経費から支給されるその費用に相当する額は、支給しない。
- (6) 公用車(借上車を含む。)により陸路25キロメートル以上の旅行の場合における日当の額は、所定の日当の2分の1に相当する額を支給する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合は、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

訓令第5号

大和高田市IT推進中期計画策定及びシステム構築支援業務委託事業者選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市IT推進中期計画策定及びシステム構築支援業務委託事業者選定委員会設置要綱(設置)

第1条 行財政改革及び情報化事業適正化の一環として住民情報システムを再構築するに当たり、最適な事業者を選定するため、大和高田市IT推進中期計画策定及びシステム構築支援業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 住民情報システム再構築業務を委託する事業者(以下「委託事業者」という。)の選定に関する事項
- (2) その他住民情報システムを再構築するために市長が必要と認める事項
(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 改革推進局理事
- (3) 企画政策部長
- (4) 財務部長
- (5) 前各号に掲げる市職員以外の市職員 1人
- (6) 奈良県の職員 1人

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外のものを委員とすることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から委託事業者の選定が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、企画政策部長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部広報情報課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

告 示

告示第115号

大和高田市精神障害者医療費助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年12月28日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市精神障害者医療費助成事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市精神障害者医療費助成事業実施要綱(平成7年告示第102号)の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改め、「国民健康保険の被扶養者」の次に「、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者医療の被保険者」を加え、「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に、「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に、「社会保険各法の被扶養者」を「社会保険各法の規定による被扶養者」に改める。

第2条中「市内の国民健康保険の被保険者及び」を「市内に住所を有する国民健康保険法の規定による国民健康保険の被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者又は」に、「被扶養者で」を「規定による被扶養者のうち」に、「した者」を「したもの」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者及び70歳以上の前期高齢者であって国民健康保険の被保険者又は社会保険各法の規定による被扶養者のうち医療費を自己負担したが、公費負担が発生しなかった場合も含む。

第3条中「大和高田市長(以下「市長という。）」を「市長」に改める。

第5条中「社会保険各法の被扶養者」を「社会保険各法の規定による被扶養者」に改める。

第6条中「社会保険各法の被扶養者」を「社会保険各法の規定による被扶養者」に、「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第9項の規定によりなおその効力を有するものとされた」を「国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和61年政令第54号)第52条の規定により読み替えられた」に、「第6条の4第3項」を「第5条の4第2項」に改める。

第8条中「要綱」を「告示」に改める。

様式第1号中「国保・社保家族」を「国保・社保扶養・後期高齢」に、「社保家族」を「社保扶養」に改め、「医療受給者証」の次に「の写し」を加え、同様式に次のように加える。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条に基づく通院医療費公費負担制度による自己負担の場合は、患者票又は精神障害者保健福祉手帳の写し

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の大和高田市精神障害者医療費助成事業実施要綱の規定により作成されている申請書の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示第23号

大和高田市住宅手当緊急特別措置事業実施要綱を次のように定める。

平成22年3月18日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市住宅手当緊急特別措置事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅手当緊急特別措置事業(以下「事業」という。)を実施することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 主たる生計維持者 自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持する者をい

う。

- (2) 常用就職 雇用契約において、雇用期間の定めがない就職又は6月以上の雇用期間が定められている就職をいう。
- (3) 住宅手当基準額 世帯人員数及び地域に応じて厚生労働大臣が自治体ごとに定める生活保護の住宅扶助の特別基準額に準拠した額をいう。
- (4) 家賃額 支給対象者が賃借する住宅の1月当たりの家賃額をいう。ただし、住宅手当基準額を上限とする。
- (5) 雇用施策による貸付け等 国の住居等困窮離職者に対する雇用施策による貸付け又は給付(就職安定資金融資、訓練・生活支援給付、就職活動困難者支援事業等)をいう。
- (6) 不動産媒介業者等 住宅手当の支給に関し、入居可能な住宅の提供を行う者をいう。
(事業の内容)

第3条 事業は、次条に規定する支給対象者に住宅手当を支給するとともに、当該支給対象者の住宅の確保及び常用就職について、大和高田市住宅確保・就労支援員(以下「支援員」という。)による支援を行うことにより実施するものとする。

(支給対象者)

第4条 住宅手当の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、第7条又は第8条の申請をする時点において、市内に居住し、又は居住を予定している者であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成19年10月1日以降に離職した者であること。
- (2) 離職前に、主たる生計維持者であったこと。
- (3) 就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所への求職申込みを行う者又は現に行っている者であること。
- (4) 住宅を喪失している者又は住宅を喪失するおそれのある者であつて、申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族のいずれもが、当該申請者が居住可能な住宅を所有していないこと。
- (5) 申請日の属する月における申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族の収入の合計額が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める収入基準額であること。ただし、申請日の属する月の収入が収入基準額を超えている場合であっても、離職、失業等給付の終了、収入の減少、他の雇用施策による支援の終了等により申請日の属する月の翌月から収入基準額に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、住宅手当の支給の対象とする。

ア 単身世帯 84,000円に家賃額を加算した額未満

イ 2人世帯 172,000円以下

ウ 3人以上世帯 172,000円に家賃額を加算した額未満

- (6) 申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族の預貯金の合計額が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額以下であること。

ア 単身世帯 500,000円

イ 複数世帯 1,000,000円

- (7) 申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族が、雇用施策による貸付け等及び地方公共団体等が実施する住居等困窮離職者に対する類似の貸付け又は給付を受けていないこと。

(支給額)

第5条 住宅手当は、月ごとに家賃額を支給するものとする。ただし、単身世帯において、月の収入が84,000円を超え、8,4000円に家賃額を加算した額未満の者及び3人以上世帯において、月の収入が172,000円を超え、172,000円に家賃額を加算した額未満の者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数式により算出される金額を支給する。

- (1) 単身世帯 家賃額－(月の収入－84,000円)

(2) 3人以上世帯 家賃額—(月の収入—172,000円)

2 支給額に100円未満の端数が生じたとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を100円に切り上げることとする。

(支給期間、支給開始月、支給方法等)

第6条 住宅手当の支給期間は、6月を限度とする。ただし、支給対象者が前4条各号に規定する支給要件のいずれにも該当し、かつ、第10条各号に規定する就職活動を誠実に継続していると認められる場合は、申請により3月を限度として支給期間を延長することができる。

2 住宅手当は、新規に住宅を賃借する者にあつては入居契約に際して初期費用として支払を要する家賃の翌月以降の家賃相当分から支給を開始し、現に住宅を賃借している者にあつては支給申請日の属する月以降の家賃相当分から支給を開始するものとする。

3 住宅手当の支給は、市長が、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより行うものとする。

4 新規に住宅を賃借する者にあつては、入居する住宅は、住宅手当基準額以下の家賃のものに限るものとする。

(住宅を喪失している者の支給申請等)

第7条 住宅を喪失している者で住宅手当の支給を受けようとする者は、住宅手当支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる証拠書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、住民登録証明書、戸籍謄本等のいずれかの写し

(2) 平成19年10月1日以降に離職した者であることが確認できる書類の写し

(3) 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

(4) 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し

2 市長は、前項の申請書等を受理したときは、当該申請者に対し、申請書の写しを交付するとともに入居予定住宅に関する状況通知書(様式第2号)を配布しなければならない。

3 申請者は、不動産媒介業者等に前項の規定により交付された申請書の写しを提示し、住宅手当の支給決定等を条件に入居可能な住宅を確保し、当該不動産媒介業者等が記載した入居予定住宅に関する状況通知書(様式第2号)の交付を受け、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、住宅手当の支給が適当と認めるときは住宅手当支給対象者証明書(様式第3号)を、住宅手当の支給が適当でないとき認めるときは住宅手当不支給通知書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

5 申請者は、入居予定住宅に関する状況通知書(様式第2号)を交付した不動産媒介業者等に対し、住宅手当支給対象者証明書(様式第3号)を提示し、賃貸住宅に関する賃貸契約を締結しなければならない。

6 申請者は、住宅に入居した後7日以内に、住宅確保報告書(様式第5号)に賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(住宅を喪失するおそれのある者の支給申請等)

第8条 住宅を喪失するおそれのある者で住宅手当の支給を受けようとする者は、申請書に前条第1項各号に掲げる証拠書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書等を受理したときは、申請者に対し、申請書の写しを交付するとともに入居住宅に関する状況通知書(様式第2-2号)を配布しなければならない。

3 申請者は、入居住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の前項の規定により交付された申請書の写しを提示し、当該入居住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者が記載した入居住宅に関する状況通知書(様式第2-2号)の交付を受け、賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写しを添えて

市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、住宅手当の支給が適当と認めるときは住宅手当支給対象者証明書(様式第3号)を、住宅手当の支給が適当でないときとは住宅手当不支給通知書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

(支給決定等)

第9条 市長は、第7条又は前条の申請により住宅手当の支給を決定したときは、常用就職届(様式第6号)及び住宅手当支給決定通知書(様式第7号)を申請者に交付するものとする。

- 2 市長は、必要に応じて、前項の規定により住宅手当の支給の決定を受けた者(以下「受給者」という。)の居住の実態を確認するものとする。

(就職活動)

第10条 受給者は、支給期間中に、常用就職に向けた次に掲げる就職活動を行わなければならない。

- (1) 毎月1回以上、公共職業安定所へ出向いて職業相談を受けること。
- (2) 毎月2回以上、支援員等による面接等の支援を受けること。
- (3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること。

(常用就職及び就労収入の報告)

第11条 受給者は、常用就職をした場合は、第9条第1項の常用就職届(様式第6号)により遅滞なくその旨を市長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告をした受給者は、報告を行った月以降、市長に対し、収入額を確認することができる書類を毎月提出しなければならない。

(支給額の変更)

第12条 住宅手当の受給期間中、支給額の変更は行わない。ただし、市長は、次に掲げる場合に限り、住宅手当基準額の範囲内で支給額の変更を行うことができる。

- (1) 住宅手当支給対象住宅の家賃が変更された場合
- (2) 第5条第1項ただし書の規定により一部支給が行われている場合において、住宅手当の受給期間中に収入が減少した結果、単身世帯において84,000円以下、3人以上世帯において172,000円以下に至った場合

- 2 住宅手当の支給額の変更申請をしようとする受給者は、住宅手当支給変更申請書(様式第1-2号)を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による変更申請があった場合は、その内容を審査し、住宅手当の支給額を変更することが適当と認めるときは、住宅手当支給変更決定通知書(様式第7-2号)を当該受給者に対して交付した上で、支給額を変更するものとする。

(支給の停止)

第13条 受給者は、住宅手当の受給期間中に、訓練・生活支援給付を受給することとなった場合は、住宅手当支給停止届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、その内容を審査し、住宅手当の支給を停止することが適当と認めるときは、住宅手当支給停止通知書(様式第9-2号)を当該受給者に交付した上で、支給を停止するものとする。

- 3 前2項の規定により住宅手当の支給を停止した受給者が、住宅手当の支給の再開を希望する場合は、訓練・生活支援給付の終了時まで、住宅手当支給再開届(様式第9-3号)を市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定による届出があった場合は、その内容を審査し、住宅手当の支給を再開することが適当と認めるときは、住宅手当支給再開通知書(様式第9-4号)を当該受給者に交付し、訓練・生活支援給付の終了後、住宅手当の支給を再開するものとする。

(支給の中止)

第14条 市長は、受給者が第10条に規定する就職活動を怠っている場合は、原則として就職活動

を怠った月の翌月の家賃相当分から住宅手当の支給を中止するものとする。

2 市長は、受給者が常用就職(支給決定後の常用就職のみならず、申請後の常用就職も含む。)し、就労に伴い得られた収入が中止基準額(単身世帯の場合は84,000円、2人以上の複数世帯の場合は172,000円に住宅手当基準額を加えた額をいう。以下同じ。)を超えるものについては、中止基準額を超える収入が得られた月の翌々月以降の家賃相当分から住宅手当の支給を中止するものとする。

3 市長は、支給決定後、住宅の貸主の責めによらずに住宅から退去した受給者については、原則として退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から住宅手当の支給を中止するものとする。

4 市長は、支給決定後、虚偽の申請その他不適正な受給に該当することが明らかになった受給者については、直ちに住宅手当の支給を中止するものとする。

5 市長は、前各項の規定により住宅手当の支給を中止したときは、住宅手当支給中止通知書(様式第8号)により受給者に通知するものとする。

(不適正受給者への対応)

第15条 市長は、受給者が偽りその他不正の手段により住宅手当の支給を受けたと認めるときは、当該住宅手当の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により住宅手当の支給決定を取り消した場合において、既に支給された住宅手当の全部又は一部についての返還を当該取消しに係る受給者に命ずるものとする。

3 前項の規定により、住宅手当の返還を求められた者は、直ちに当該受給した住宅手当の全部又は一部を返還しなければならない。

(住宅手当の再支給等)

第16条 住宅手当の支給を受けて常用就職した後に、新たに離職(自己都合を理由とする離職を除く。)したことにより、第4条各号に規定する支給対象者の要件に該当することとなった者については、第5条に規定する支給額及び第6条に規定する支給期間等により、住宅手当を再支給することができる。

2 住宅手当の受給者で支給期間が翌年度予算にまたがる場合には、住宅手当支給申請書(新年度継続用)(様式第1-3号)を翌年度の最初の日提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査するとともに、第10条に規定する就職活動の実施状況等を調査し、住宅手当を継続して支給することが適当と認めるときは住宅手当支給決定通知書(様式第7号)を、住宅手当を継続して支給することが適当でないときは住宅手当不支給通知書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

4 住宅手当の受給者で第6条第1項ただし書の規定により支給期間の延長を希望するものは、住宅手当支給申請書(期間延長用)(様式第1-4号)を支給期間の最終月の末日までに市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査するとともに、第10条に規定する就職活動の実施状況等を調査し、住宅手当の支給期間を延長することが適当と認めるときは住宅手当支給決定通知書(期間延長用)(様式第7-3号)を、住宅手当の支給期間を延長することが適当でないときは住宅手当不支給通知書(様式第4号)を申請者に交付するものとする。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

様式第1号(第7条関係)

住宅手当支給申請書

私は、住宅手当の支給を受けたいので、必要書類を添えて、申請します。
 申立事項について相違ありません。
 誓約事項及び同意事項について誓約・同意します。

大和高田市長 殿



年 月 日

フリガナ

氏 名 印

生年月日

電話番号

申立事項

1 平成19年10月1日以降に離職したこと。

離職時期	
離職した事業所	

2 離職前に主として世帯の生計を維持していたこと。

離職前の雇用状況等、世帯の生計を維持していた状況	
--------------------------	--

3 次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること。(いずれか該当する方に記載)

(1) 住宅を喪失していること。

喪失した住宅の状況	喪失の時期	
	喪失住宅の住所	
現在の状況	住宅喪失後の状況	
	現在の居所	

(2) 住宅を喪失するおそれがあること。

現在の住宅の状況	現在の住所	
	住宅の貸主等	
	現在の収入状況等、住宅喪失のおそれがある理由、状況等	

4 申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族の収入及び預貯金が次のとおりであること。

申請者及び親族の状況					合計
氏名					
続柄	本人				
性別					
年齢					
収入(月額)	円	円	円	円	円
預貯金	円	円	円	円	円

※ 収入が確実に推計できるときはその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均月收入を記載する。失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

(裏面あり)

誓約事項

- 申請内容について偽りがあった場合、既に支給された住宅手当の全部又は一部について返還する義務を負うこと。
- 常用就職の意欲があり、常用就職に向けた就職活動を行うこと。
 具体的には、受給期間中、次の①から③までの活動を行うこと。
 - 毎月1回以上、公共職業安定所へ出向いて職業相談を受けること。
 - 毎月2回以上、大和高田市住宅・就労確保支援員等による面接等の支援を受けること。

③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること。

同意事項

- 1 申請者の個人情報、住宅手当の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、大和高田市役所、大和高田公共職業安定所及び大和高田市社会福祉協議会の間で相互利用されること。
- 2 住宅手当は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込まれることにより、申請者に対する支給となること。
- 3 住宅手当の支給決定後、申請者の賃貸住宅への入居状況について、訪問確認することがあること。
- 4 住宅手当の支給決定後、誓約事項2の就職活動を怠る場合は、住宅手当の支給が中止されることがあること。
- 5 住宅手当の支給決定後、常用就職した(申請後の常用就職も含む。)ことにより、中止基準額(単身世帯の場合は8.4万円、2人以上の複数世帯の場合は17.2万円に住宅手当基準額を加えた額)を超える月収入が得られた場合は、住宅手当の支給が中止されることがあること。
- 6 支給の決定又は実施のために必要があるときは、申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族(以下「申請者等」という。)の資産及び収入の状況につき、大和高田市が官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、申請者若しくは申請者と生計を一にする同居の親族の雇主その他関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めること。
また、大和高田市の調査嘱託又は報告要求に対し、官公署又は銀行等が報告することについて、申請者等が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること。

添付書類

- 1 本人確認書類：運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、住民登録証明書、戸籍謄本等のいずれかの写し
- 2 離職関係書類：平成19年10月1日以降に離職した者であることが確認できる書類の写し
- 3 収入関係書類：申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- 4 預貯金関係書類：申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し

追加提出書類

- 1 求職申込み関係書類
公共職業安定所から交付を受けた求職受付票
- 2 入居(予定)住宅関係書類
 - (1) 住宅を喪失している者の場合
不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書(様式第2号)
 - (2) 住宅を喪失するおそれのある者の場合
貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書(様式第2-2号)

(表面あり)

様式1-2号(第12条関係)

住宅手当支給変更申請書

私は、 年 月 日付大高 第 号により、住宅手当の支給決定を受けましたが、必要書類を添えて、支給変更を申請します。

大和高田市長 殿

年 月 日

フリガナ

氏 名 印

住 所

生年月日

電話番号

変更理由	
変更理由	
添付書類	
1 家賃変更の場合 変更契約書等家賃（使用料）の変更を証する書類 2 収入減少の場合（大和高田市住宅手当緊急特別措置事業実施要綱第5条第1項ただし書の規定による一部支給を受けている方） 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し	
様式1-3号（第16条関係）	
住宅手当支給申請書（新年度継続用）	
私は、引き続き住宅手当の支給を受けたいので、申請します。 誓約事項及び同意事項について誓約・同意します。 大和高田市長 殿	
年 月 日	
フリガナ	
氏 名	印
住 所	
生年月日	
電話番号	
誓約事項	
1 申請内容について偽りがあった場合、既に支給された住宅手当の全部又は一部について返還する義務を負うこと。 2 常用就職の意欲があり、常用就職に向けた就職活動を行うこと。 具体的には、受給期間中、次の①から③までの活動を行うこと。 ① 毎月1回以上、公共職業安定所へ出向いて職業相談を受けること。 ② 毎月2回以上、大和高田市住宅・就労確保支援員等による面接等の支援を受けること。 ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること。	
同意事項	
1 申請者の個人情報、住宅手当の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、大和高田市役所、大和高田公共職業安定所及び大和高田市社会福祉協議会の間で相互利用されること。 2 住宅手当は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込まれることにより、申請者に対する支給となること。 3 住宅手当の支給決定後、申請者の賃貸住宅への入居状況について、訪問確認することがあること。 4 住宅手当の支給決定後、誓約事項2の就職活動を怠る場合は、住宅手当の支給が中止されることがあること。 5 住宅手当の支給決定後、常用就職した（申請後の常用就職も含む。）ことにより、中止基準額（単身世帯の場合は8.4万円、2人以上の複数世帯の場合は17.2万円に住宅手当基準額を加えた額）を超える月収入が得られた場合は、住宅手当の支給が中止されること。	

6 支給の決定又は実施のために必要があるときは、申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族(以下「申請者等」という。)の資産及び収入の状況につき、大和高田市が官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、申請者若しくは申請者と生計を一にする同居の親族の雇主その他関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めること。

また、大和高田市の調査嘱託又は報告要求に対し、官公署又は銀行等が報告することについて、申請者等が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること。

添付書類

年 月 日申請書の写し

様式1-4号(第16条関係)

住宅手当支給申請書(期間延長用)

私は、年 月 日付大高 第 号により、住宅手当の支給決定を受けましたが、今後も誠実に就職活動を行うため、住宅手当支給期間の延長を希望するので、必要書類を添えて、申請します。

誓約事項及び同意事項について誓約・同意します。

大和高田市長 殿

年 月 日

フリガナ

氏 名 印

住 所 印

生年月日 印

電話番号 印

延長が必要な理由

延長が必要な理由	
----------	--

誓約事項

- 1 申請内容について偽りがあった場合、既に支給された住宅手当の全部又は一部について返還する義務を負うこと。
- 2 常用就職の意欲があり、常用就職に向けた就職活動を行うこと。
具体的には、受給期間中、次の①から③までの活動を行うこと。
 - ① 毎月1回以上、公共職業安定所へ出向いて職業相談を受けること。
 - ② 毎月2回以上、大和高田市住宅・就労確保支援員等による面接等の支援を受けること。
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること。

同意事項

- 1 申請者の個人情報、住宅手当の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、大和高田市役所、大和高田公共職業安定所及び大和高田市社会福祉協議会の間で相互利用されること。
- 2 住宅手当は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込まれることにより、申請者に対する支給となること。
- 3 住宅手当の支給決定後、申請者の賃貸住宅への入居状況について、訪問確認することがあること。
- 4 住宅手当の支給決定後、誓約事項2の就職活動を怠る場合は、住宅手当の支給が中止されることがあること。
- 5 住宅手当の支給決定後、常用就職した(申請後の常用就職も含む。)ことにより、中止基準額(単身世帯の場合は8.4万円、2人以上の複数世帯の場合は17.2万円に住宅手当基準額を加えた額)を超える月収入が得られた場合は、住宅手当の支給が中止されることがあること。
- 6 支給の決定又は実施のために必要があるときは、申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族(以下「申請者等」という。)の資産及び収入の状況につき、大和高田市が官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、申請者若しくは申請者と生計を一にする同居の親族の雇主その他関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めること。
また、大和高田市の調査嘱託又は報告要求に対し、官公署又は銀行等が報告することについて、

申請者等が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること。

添付書類

- 1 誠実に就職活動を行っていたことを証する書類
 (例) 職業相談確認表
 住宅手当常用就職活動状況報告書 等
- 2 収入・資産関係書類
 申請者等のうち収入がある者について収入が確認できる書類及び申請者等の預貯金が確認できる書類の写し

様式第2号(第7条関係)

入居予定住宅に関する状況通知書

下記の者から賃貸住宅への入居についての希望がありましたので、物件等に関する概要等について通知します。

大和高田市長 殿

年 月 日

宅地建物取引業者又は貸主

(商号又は名称).....

(代表者名)..... 印

(所在地) 〒.....

(免許証番号).....

(担当者等) 氏名..... 所属.....

電話番号.....

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

入居予定者

氏名	
生年月日	年 月 日
家族状況	単身 ・ 複数

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円
入居予定日	年 月 日 (年 月 日までの 月 日間)

- ※1 家賃については、市が定める住宅手当基準額以下の住宅であること。(限度額：円)
- ※2 共益費・管理費は住宅手当の対象になりませんので、家賃には含めずに記載してください。
- ※3 定期借家契約(定期賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の()内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載してください。

初期費用

(1)	家賃 (入居に際して当初の支払を要する家賃)	(月分+日割り 日分として)	円
	共益費		円
	管理費		円
	敷金		円
	礼金等	礼金 その他 ()	円 円
(2)	媒介報酬額		円
(3)	火災保険料		円
	その他(入居保証料等)		円

合計	円
※ 初期費用については、大和高田市社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けを受けることが可能であるため、記載願います。	

(裏面あり)

振込口座			
住宅手当の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通 ・ 当座
初期費用(1)の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通 ・ 当座
初期費用(2)の振込先	媒介業者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通 ・ 当座
初期費用(3)の振込先	初期費用(3)に関する者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通 ・ 当座

(住宅手当支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報、住宅手当の支給及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、大和高田市役所、大和高田公共職業安定所及び大和高田市社会福祉協議会の間で相互利用されることについて同意します。

住宅手当の支給は、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

年 月 日

氏名.....印

居所.....

電話番号.....

(表面あり)

様式第2-2号(第8条関係)

入居住宅に関する状況通知書

下記の者に対し、賃貸している住宅に関する概要等について通知します。
大和高田市長 殿

年 月 日

貸主又は貸主から委託を受けた事業者

(商号又は名称).....

(代表者名)..... 印

(所在地) 〒.....

(担当者等) 氏名..... 所属.....

電話番号.....

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

入居者

氏名	
生年月日	年 月 日
家族状況	単身 ・ 複数
入居開始年月日	年 月 日

入居している賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円

※1 住宅手当の支給額は、市が定める住宅手当基準額を上限とし(限度額: 円)、収入に応じた額となります。

※2 共益費・管理費は住宅手当の対象になりませんので、家賃には含めずに記載してください。

振込口座

住宅手当の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ
		口座名義
		金融機関名
		支店名
		口座種別	普通 ・ 当座
口座番号		

(住宅手当支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報、住宅手当の支給を行うために必要となる範囲内で、大和高田市役所、大和高田公共職業安定所及び大和高田市社会福祉協議会の間で相互利用されることについて同意します。

住宅手当の支給は、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

年 月 日

氏名..... 印

居所.....

電話番号.....

(注意事項)

住宅手当支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を大和高田市役所に

提出してください。
様式第3号(第7条、第8条関係)

住宅手当支給対象者証明書

下記の者が住宅手当支給の対象者の要件に適合していることを証明します。

年 月 日

大和高田市長.....印
(担当)
(電話番号)

本人関係

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
現在の居所	
電話番号	

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
入居予定日	年 月 日

住宅手当支給予定額

支給予定額	月額	円
-------	----	---

(注意事項)

この証明書の有効期限は、入居予定日の1か月後までとします。

様式第4号(第7条、第8条、第16条関係)

住宅手当不支給通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付で申請のあった住宅手当について、下記の理由により不支給となったので通知します。

記

不支給の理由

様式第5号(第7条関係)

住宅確保報告書

私は、下記のとおり住宅を確保することができましたので、賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して報告します。

大和高田市長 殿

年 月 日

フリガナ

氏名..... 印

電話番号.....

入居した賃貸住宅

名称	
住所	〒
入居日	年 月 日

総合支援資金(住宅入居費)(大和高田市社会福祉協議会による貸付け)を利用した場合

初期費用の貸付実行日 (資金振込日)	年 月 日
-----------------------	-------

(注意事項)

- 1 この報告書は、入居日から7日以内に、住宅手当支給申請の手続を行った大和高田市役所に、入居した賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して提出してください(郵送可)。
- 2 住宅手当の支給の対象となった賃貸住宅に入居しない場合又は支給期間内に退去する場合は、既に支給した住宅手当の返還義務が生じることがあります。入居できない又は退去しなければならないやむを得ない事情が発生した場合は、必ず事前に大和高田市役所に相談してください。

様式第6号(第9条、第11条関係)

常用就職届

私は、就職活動を行った結果、下記のとおり雇用期間の定めがない就職又は6か月以上の雇用期間が見込まれる就職をしたので届け出ます。

この就職によって、住宅手当が支給中止となる収入要件を超える月收入が得られた場合は、収入が得られた月の翌々月分以降の家賃相当分から住宅手当の支給が中止されることについて了解します。

大和高田市長 殿

年 月 日

フリガナ

氏名.....印

住所.....

電話番号.....

就職先

フリガナ 事業所名	
事業所の住所	
就職日	年 月 日

住宅手当の支給状況

住宅入居日	
支給期間	年 月 (年 月家賃相当分) から 年 月 (年 月家賃相当分) まで
支給額	月額 円

添付書類

収入見込額が確認できる書類

(注意事項)

この報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月提出してください。

様式第7号(第9条、第16条関係)

住宅手当支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付で申請された住宅手当について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支給額 月額 円

2 支給期間 年 月 (年 月家賃相当分) から
年 月 (年 月家賃相当分) まで

3 支給方法 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。

4 支給対象となる住宅 名称
所在地

(注意事項)

1 住宅手当の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた就職活動を怠っている場合は、手当の支給を中止することがあります。

- ① 毎月1回以上、公共職業安定所へ出向いて職業相談を受けること。

- ② 毎月2回以上、大和高田市住宅確保・就労支援員等による面接等の支援を受けること。
 - ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること。
 - 2 住宅手当の受給期間中に就職した場合は、「常用就職届(様式第6号)」を提出してください。
 - 3 住宅手当の受給期間中に収入が減少した結果、単身世帯であれば8.4万円以下、3人以上世帯であれば17.2万円以下に至った場合は、申請により支給額の変更が可能です。
- 様式第7-2号(第12条関係)

住宅手当支給変更決定通知書

	第 号 年 月 日
様	大和高田市長 印
<p>年 月 日付大高 第 号で支給決定を行った住宅手当については、 年 月 日付住宅手当支給変更申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知します。</p>	
記	
1 変更支給額	月額 円
2 変更後の家賃に対する支給期間	年 月 (年 月家賃相当分) から 年 月 (年 月家賃相当分) まで
3 変更理由	
4 支給対象となる住宅	名称 所在地

様式第7-3号(第16条関係)

住宅手当支給決定通知書(期間延長用)

	第 号 年 月 日
様	大和高田市長 印
<p>年 月 日付で申請された住宅手当について、下記のとおり決定したので通知します。</p>	
記	
1 支給額	月額 円
2 支給期間	年 月 (年 月家賃相当分) から 年 月 (年 月家賃相当分) まで
3 支給方法	住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
4 支給対象となる住宅	名称 所在地

(注意事項)

- 1 住宅手当の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた就職活動を怠った場合は、住宅手

当の支給を中止することがあります。

- ① 毎月1回以上、公共職業安定所へ出向いて職業相談を受けること。
- ② 毎月2回以上、大和高田市住宅確保・就労支援員等による面接等の支援を受けること。
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること。

2 住宅手当の受給期間中に就職した場合は、「常用就職届(様式第6号)」を提出してください。

3 住宅手当の受給期間中に収入が減少した結果、単身世帯であれば8.4万円以下、3人以上世帯であれば17.2万円以下に至った場合は、申請により支給額の変更が可能です。

様式第8号(第14条関係)

住宅手当支給中止通知書

	第 号 年 月 日
様	
大和高田市長	印
年 月 日付大高 第 号により支給決定した住宅手当について、下記のとおり支給を中止することとしたので通知します。	
記	
1 支給中止時期	年 月から (年 月家賃相当分から)
2 支給中止の理由	

様式第9号(第13条関係)

住宅手当支給停止届

私は、下記のとおり訓練・生活支援給付を受給することになりましたので、届け出ます。
この届出によって、住宅手当の支給が停止されることについて了解します。

大和高田市長 殿

年 月 日

フリガナ
氏名.....印
住所.....
電話番号.....

訓練・生活支援給付受給決定状況

受給資格者証交付年月日	年 月 日
受給資格者番号	
開始(予定)日	年 月 日
終了(予定)日	年 月 日

住宅手当の支給状況

支給開始月	年 月 (年 月家賃相当分) から
支給額	月額 円

添付書類

訓練・生活支援給付受給資格者証の写し

様式第9-2号(第13条関係)

住宅手当支給停止通知書

	第 号 年 月 日
様	
大和高田市長	印
年 月 日付大高 第 号で申請により支給決定した住宅手当について、下記のとおり支給を停止することとしたので通知します。	
記	
1 支給停止時期	年 月から (年 月家賃相当分) から
2 支給停止の理由	訓練・生活支援給付を受給することとなったため

(注意事項)

- 1 停止期間中に常用就職した場合は、「常用就職届(様式第6号)」を大和高田市役所に提出してください。
- 2 訓練・生活支援給付の受給終了後、残月分の住宅手当の支給を受けることが可能です。希望する場合は、訓練・生活支援給付の受給終了日までに、「住宅手当支給再開届(様式第9-3号)」を大和高田市役所に提出してください。
- 3 訓練・生活支援給付の受給終了日までに、「住宅手当支給再開届(様式第9-3号)」の提出がない場合、中止決定を行う場合があります。

様式第9-3号(第13条関係)

住宅手当支給再開届

私は、下記のとおり訓練・生活支援給付の受給が終了することになりましたので、届け出ます。住宅手当の支給再開を希望します。	
大和高田市長 殿	
	年 月 日 フリガナ 氏名.....印 住所..... 生年月日..... 電話番号.....

訓練・生活支援給付受給状況

受給資格者番号	
受給開始日	年 月 日
受給終了(予定)日	年 月 日

(添付書類)

- ・届出時に居住している住宅の契約書の写し
- ・訓練への出席日数が不足している等の理由により、訓練・生活支援給付が不支給となった者については、中央職業能力開発協会から送付を受けた「訓練・生活支援給付不支給決定通知書」

様式第9-4号(第13条関係)

住宅手当支給再開通知書

	第	号	年	月	日
様					
大和高田市長 印					
年 月 日付大高 第 号により支給停止した住宅手当について、下記のとおり支給を再開することとしたので通知します。					
記					
1 支給額	月額	円			
2 支給再開期間	年	月 (年	月家賃相当分) から	
	年	月 (年	月家賃相当分) まで	

告示第26号

大和高田市更生訓練費支給要綱を次のように定める。

平成22年3月19日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市更生訓練費支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第13項に規定する自立訓練(生活訓練を除く。以下「自立訓練」という。)又は同条第14項に規定する就労移行支援(以下「就労移行支援」という。)を利用している者及び法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設(身体障害者療護施設を除く)に入所し、又は通所している者に対して更生訓練費を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、本市が法第19条第1項の規定により介護給付等の支給決定をした者のうち就労移行支援又は自立訓練を利用している者及び法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援を受けている身体障害者のうち更生訓練を受けている者並びに身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第2項の規定により施設に入所の措置又は入所の委託をされて更生訓練を受けている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)に基づく指定障害者福祉サービス等に係る負担上限月額が0円となる者

(2) 身体障害者福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則(昭和63年規則第3号)に基づく措置に係る徴収金が0円となる者

(更生訓練費の用途)

第3条 更生訓練費の用途は、実習及び訓練を受けるために必要な文房具、物品の購入等に要する費用とする。

（更生訓練費の額）

第4条 更生訓練費の支給額は、月ごとに、次の各号に掲げる経費の区分に応じ当該各号に定める額を合算して得た額とする。

（1） 訓練のための経費 別表に定める額

（2） 通所のための経費 日額280円に訓練を受けるために通所した日数を乗じて得た額と支給対象者の当該月の実支出額のいずれか低い方の額

（支給申請）

第5条 更生訓練費の支給対象者は、支給申請手続及び更生訓練費の受領について、施設の長に書面により委任し、受任した施設の長は、毎月15日までに、既に訓練が終了した前月分について、更生訓練費支給申請書兼請求書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

（支給の決定等）

第6条 市長は、前条の申請書を受領したときは、その内容を審査し、更生訓練費を支給することが適当と認めた場合は速やかに更生訓練費を支給するものとし、更生訓練費を支給することが不適当と認めた場合は更生訓練費支給申請却下通知書（様式第2号）により施設の長に通知するものとする。

2 前項の規定による更生訓練費の支給をしたときは、施設の長に対し更生訓練費の支給決定の通知をしたものとみなす。

（更生訓練費の返還等）

第7条 市長は、支給対象者又は支給決定を受けた施設の長が次の各号のいずれかに該当するときは、更生訓練費の支給決定を取り消し、既に支給した更生訓練費があるときは、当該更生訓練費を返還させるものとする。

（1） 偽りその他不正な手段により更生訓練費の支給決定を受け、又は更生訓練費の支給を受けたとき。

（2） この告示の規定に違反したとき。

2 前項の規定により更生訓練費の返還を求められた者は、直ちに当該更生訓練費を返還しなければならない。

（委任）

第8条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際既になされた更生訓練費の支給は、この告示の相当規定に基づきなされたものとみなす。

別表

	訓練に従事した日が15日以上の場合	訓練に従事した日が15日未満の場合
指定旧肢体不自由者更生施設 指定旧視覚障害者更生施設（あん摩、はり、きゅう科を除く。） 指定旧聴覚・言語障害者更生施設 指定旧内部障害者更生施設 自立訓練事業所	6,300円	3,150円
指定特定旧身体障害者授産施設	3,150円	1,600円

伴う事務処理に係る事務が定着するまでの間、事務職員を効果的に配置した場合に、事務処理安定化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 障害福祉サービス事業所 法第5条第1項に規定する事業のうち、療養介護、生活介護、児童デイサービス、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を行う事業所及び法附則第21条に規定する特定旧法指定施設をいう。
- （2） 常勤換算 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第2条第15号に規定する常勤換算方法をいう。

（補助対象事業所）

第3条 障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）が、申請年度の7月1日の時点において、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める人数以上の事務職員を配置した場合に、補助を行うものとする。

- （1） 定員60人以下の事業所 常勤換算で2人
- （2） 定員61人以上80人以下の事業所 常勤換算で3人
- （3） 定員81人以上の事業所 常勤換算で4人

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体が設置した施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の制度等により、社会福祉法人等へ運営を委託する施設を除く。）、国の所管に属する独立行政法人国立病院機構の設置する施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第6項に規定する指定医療機関は、補助の対象としないものとする。

3 多機能型の事業所及び主たる事業所と従たる事業所を設置している事業所は一の事業所として扱うものとし、各事業所の定員及び事務職員を合算の上、第1項第1号から第3号までの要件を満たす場合に補助の対象とするものとする。

4 事業所を運営する法人がある場合は、当該法人の本部に設置している事務職員は、第1項の事務職員の数に含めないものとする。

5 補助金の交付は、平成21年度から平成23年度までの間において、1事業所につき1回に限るものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助対象経費は、事務職員を配置するために要する報酬、給料、職員手当、共済費、賃金及び報償費とする。

2 補助金の額は、法第19条第1項の規定により本市の介護給付等の支給決定を受けた利用者の7月の実利用者の人数に、次の各号に掲げる事業所の区分に応じて当該各号に定める額を乗じて得た額と前項の補助対象経費の合計額のいずれか少ない額とする。

- （1） 実利用者数60人以下の事業所 20,000円
- （2） 実利用者数61人以上80人以下の事業所 15,000円
- （3） 実利用者数81人以上の事業所 10,000円

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする事業所（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、事務処理安定化支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）及び7月における利用者実績表（様式第2号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- （1） 都道府県知事が補助の要件に該当するものとして認めたことを確認できる書類
- （2） 申請年度の7月における事務職員の出勤が確認できる書類
- （3） 事務職員の配置状況及び勤務体制が確認できる書類

(補助金の決定)

第6条 市長は、前条の申請書等を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めた場合は事務処理安定化支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助金を交付することが不適当と認めた場合は事務処理安定化支援事業補助金交付申請却下通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により補助金を交付することを決定したときは、当該決定を受けた申請者(以下「補助決定者」という。)に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(利用者負担の禁止)

第8条 補助決定者は、当該補助金の対象となる経費について、利用者からの負担を求めてはならない。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、当該補助金を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の返還を求められた補助決定者は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、告示の日から施行し、平成21年度分から平成23年度分までの予算に係る補助金に適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成24年5月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第5条関係)

事務処理安定化支援事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

大和高田市長 殿

(申請者) 住所又は所在地
 事業所名
 代表者職氏名
 電話番号

印

事務処理安定化支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり必要書類を添えて申請します。

申請(請求)額 円

申請(請求)額の内訳

支援の種類	①	②	①×②
	利用者数(※1)	補助単価(※2)	補助金の額
	人	円	円

添付書類

- 1 都道府県知事が補助の要件に該当するものとして認めたことを確認できる書類

- 2 申請年度の7月における事務職員の出勤が確認できる書類
- 3 事務職員の配置状況及び勤務体制が確認できる書類

備考

- 1 利用者数(※1)は、大和高田市の介護給付等の支給決定を受けた利用者の7月の実利用者の人数を記入し、7月における利用者実績表(様式第2号)の合計と一致していること。
- 2 補助単価(※2)
 - (1) 実利用者数60人以下の事業所 20,000円
 - (2) 実利用者数61人以上80人以下の事業所 15,000円
 - (3) 実利用者数81人以上の事業所 10,000円

様式第2号(第5条関係)

7月における利用者実績表

(年)

事業所番号		事業所名	
No.	利用者氏名	受給者番号	支援の種別
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

様式第3号(第6条関係)

事務処理安定化支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のあった事務処理安定化支援事業補助金交付申請について、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額 円
 様式第4号(第6条関係)
 事務処理安定化支援事業補助金交付申請却下通知書
 第 号
 年 月 日
 様
 大和高田市長 印
 年 月 日付けで申請のあった事務処理安定化支援事業補助金交付申請について、下記の理由で却下することとなりましたので通知します。
 記
 却下する理由

告示第28号

大和高田市新事業移行促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成22年3月19日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市新事業移行促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の規定による新たな福祉サービス体系を行う事業所(以下「新体系事業所」という。)に移行した場合に、当該移行に伴う費用の増加等に対応できるよう新事業移行促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において使用する用語は、法及び障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)において使用する用語の例による。

(補助対象事業所)

第3条 補助対象となる事業所(以下「補助対象事業所」という。)は、本市が法第19条第1項の規定により介護給付等の支給決定をした者が生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の支援を受けた事業所とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、特定旧法指定施設が新体系事業所に移行した日の属する月に限り、当該月の利用者の人数に応じて次項及び第3項に規定する額とする。

2 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(障害者支援施設において行われる支援を含む。)を行う事業所に対する補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 平成21年度 1人当たり6,000円
- (2) 平成22年度 1人当たり5,700円
- (3) 平成23年度 1人当たり5,400円

3 施設入所支援を行う事業所に対する補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 平成21年度 1人当たり5,000円

- (2) 平成22年度 1人当たり4,750円
 - (3) 平成23年度 1人当たり4,500円
- (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業所(以下「申請者」という。)は、新体系事業所に移行した日の属する月の翌月の10日までに、新事業移行促進事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 障害福祉サービス事業所等の指定通知の写し
 - (2) 新体系事業所に移行した月の利用者名及び人数が確認できる書類
- (補助金の決定)

第6条 市長は、前条の申請書等を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めた場合は新事業移行促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金を交付することが不適当と認めた場合は新事業移行促進事業補助金交付申請却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により補助金を交付することを決定したときは、当該決定を受けた申請者(以下「補助決定者」という。)に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(利用者負担の禁止)

第8条 補助決定者は、当該補助金の対象となる経費について、利用者からの負担を求めてはならない。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、当該補助金を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の返還を求められた補助決定者は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、告示の日から施行し、平成21年度分から平成23年度分までの予算に係る補助金に適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成24年5月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第5条関係)

新事業移行促進事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

大和高田市長 殿

(申請者) 住所又は所在地
事業所名
代表者職氏名 印
電話番号

新事業移行促進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり必要書類を添えて申請します。

申請(請求)額 円
新体系事業所に移行した年月日 年 月 日

申請(請求)額の内訳			
支援の種類	利用者数(※1)	補助単価(※2)	補助金の額
生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(障害者支援施設において行われる支援を含む。)	人	円	円
施設入所支援	人	円	円
合計			円

添付書類

- 1 障害福祉サービス事業所等の指定通知の写し
- 2 新体系事業所に移行した月の利用者名及び人数が確認できる書類

備考

- 1 利用者数(※1)は、新体系事業所に移行した月の利用者の人数を記入すること。
- 2 補助単価(※2)

生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(障害者支援施設において行われる支援を含む。)を行う事業所	平成21年度	1人当たり6,000円
	平成22年度	1人当たり5,700円
	平成23年度	1人当たり5,400円
施設入所支援を行う事業所	平成21年度	1人当たり5,000円
	平成22年度	1人当たり4,750円
	平成23年度	1人当たり4,500円

様式第2号(第6条関係)

新事業移行促進事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のあった新事業移行促進事業補助金交付申請について、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額 円

様式第3号(第6条関係)

新事業移行促進事業補助金交付申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のあった新事業移行促進事業補助金交付申請について、下記の理由で却下することとなりましたので通知します。

記

却下する理由

告示第32号

大和高田市地域移行支度経費支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成22年3月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市地域移行支度経費支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、入所施設の入所者及び精神科病院の入院患者の地域生活の開始を促進するため、地域での生活において必要となる物品の購入について支援を行う地域移行支度経費支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「地域生活」とは、居宅(賃借住宅を含み、家族等との同居を除く。)又はケアホーム(障害福祉サービスのうち、共同生活介護を提供する事業所又は施設をいう。)、グループホーム(障害福祉サービスのうち、共同生活援助を提供する事業所又は施設をいう。)若しくは福祉ホーム(住居を必要としている障害者に低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う事業所又は施設をいう。)において生活することをいう。

(補助対象施設)

第3条 補助対象となる施設等は、次に掲げる施設、事業所、精神科病院(以下「補助対象施設」という。)又は補助対象施設の運営法人とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 旧身体障害者療護施設
- (3) 旧身体障害者入所更生施設
- (4) 旧身体障害者入所授産施設
- (5) 旧知的障害者入所更生施設
- (6) 旧知的障害者入所授産施設
- (7) 宿泊型自立訓練事業所
- (8) 精神障害者退院支援施設
- (9) 旧知的障害者通勤寮
- (10) 精神科病院(精神科病院以外の病棟で精神病棟を有するものを含む。)
- (11) 精神障害者入所授産施設
- (12) 精神障害者生活訓練施設
- (13) 精神障害者福祉ホームB型

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体が設置した施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者の制度等により、社会福祉法人等へ運営委託をする場合を除く。)、国の所管に属する独立行政法人国立病院機構の設置する施設及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第6項に規定する指定医療機関は、補助の対象としないものとする。

(補助基準)

第4条 市長は、補助対象施設の入所者又は入院患者(以下「対象者」という。)が地域生活を開始するために必要な物品を購入するために要する経費について、補助対象施設に対して補助金の交付を行うものとする。

2 補助基準額は、対象者1人当たり30,000円以内とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次条第3号の対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額と前条第2項の補助基準額のいずれか少ない額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、対象者1人につき1回限りとする。

(補助対象経費等)

第6条 補助金の算出に係る対象者、対象物品及び対象経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 対象者は、補助対象施設に2年以上入所又は入院(以下「入所等」という。)している者で、当該施設を退所又は退院(以下「退所等」という。)し、居宅(家族等との同居の場合を除く。)、ケアホーム、グループホーム又は福祉ホームにおいて地域生活を開始しようとするものとする。

(2) 対象物品は、対象者が地域生活を開始するに当たり必要となる物品(布団、枕、シーツ等の寝具、タオル、照明器具、食器類等であって、ケアホーム等の共用物品を除く。)とする。

(3) 対象経費は、補助対象施設が原則として対象者の退所等の前後1月の期間内に対象物品を新たに購入し、対象者に現物支給をする場合の当該物品の購入に要した経費とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象施設(以下「申請者」という。)は、地域移行支度経費支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) ケア計画(検討)表、週間ケア計画表、サービス利用計画書その他対象者が地域生活を開始することが適していること証明する書類

(2) 地域移行支度経費支援事業補助金所要額調書(様式第2号)

(3) 物品の購入に係る領収証(対象施設名、領収年月日、店名、物品の品目及び金額が明確なもの)の写し

(4) 対象者が補助対象施設に2年以上入所等していたことが確認できる書類

(5) 対象者が地域生活を開始したことが確認できる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の決定)

第8条 市長は、前条の申請書等を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが相当と認めた場合は地域移行支度経費支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助金を交付することが不相当と認めた場合は地域移行支度経費支援事業補助金交付申請却下通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により補助金を交付することを決定したときは、当該決定を受けた申請者(以下「補助決定者」という。)に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(利用者負担の禁止)

第10条 補助決定者は、当該補助金の対象となる経費について、利用者からの負担を求めてはならない。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、当該補助金を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

2 前項の規定により補助金の返還を求められた補助決定者は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、告示の日から施行し、平成21年度分から平成23年度分までの予算に係る補助金に適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成24年5月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第7条関係）

地域移行支度経費支援事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

大和高田市長 殿

（申請者） 住所又は所在地

施設等の名称

代表者職氏名

印

電話番号

地域移行支度経費支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり必要書類を添えて申請します。

対象者氏名		
対象者の入所等の日	年	月 日
地域生活の種別（該当するものに○）	居宅・ケアホーム・グループホーム・福祉ホーム	
地域生活先	住所 名称	
地域生活開始（予定）日	年	月 日
経費の内訳	（物品1）	円
	（物品2）	円
	（物品3）	円
合 計		円

添付書類

- 1 ケア計画（検討）表、週間ケア計画表、サービス利用計画書その他対象者が地域生活を開始することが適していること証明する書類
- 2 地域移行支度経費支援事業補助金所要額調書（様式第2号）
- 3 物品の購入に係る領収証（対象施設名、領収年月日、店名、物品の品目及び金額が明確なもの）の写し
- 4 対象者が補助対象施設に2年以上入所等していたことが確認できる書類（入所期間又は入院期間の証明書、障害福祉サービス受給者証の写し等）
- 5 対象者が地域生活を開始したことが確認できる書類（賃貸借契約書、障害福祉サービス受給者証の写し、定期病状報告書等）

備考

対象者1人につき1枚作成すること。

様式第2号（第7条関係）

地域移行支度経費支援事業補助金所要額調書

1 補助金所要額						
対象者数	補助対象経費 (物品購入額) (A)	寄附金その 他の収入額 (B)	(A) から 寄附金その 他の収入額 を控除した 額 (C)	補助基準額 (対象者× 30千円) (D)	補助所要額 (C)と(D) を比較して 少ない方の 額(千円未満 切捨て)	備考
人	円	円	円	円	円	

2 補助対象経費の積算内訳		
経費区分	補助対象経費	積算内訳
物品購入経費		(対象者、購入物品詳細)
合計	円	

様式第3号(第8条関係)

地域移行支度経費支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のあった地域移行支度経費支援事業補助金交付申請について、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額 円

様式第4号(第8条関係)

地域移行支度経費支援事業補助金交付申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

年 月 日付けで申請のあった地域移行支度経費支援事業補助金交付申請について、下記の理由で却下することとなりましたので通知します。

記

却下する理由

告示第36号

大和高田市特定随意契約対象者の登録に関する要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市特定随意契約対象者の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約(以下「特定随意契約」という。)を行うことができる特定随意契約対象者を登録することにより、契約における機会の均等、公平性及び透明性を確保することを目的とし、当該登録等に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「特定随意契約対象者」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設、同条第21項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第15条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。)
- (2) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合及び同条第2項に規定するシルバー人材センター
- (3) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子福祉団体
- (4) 施行令第167条の2第1項第4号の規定により新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として市長の認定を受けた者(以下「新事業分野開拓事業者」という。)

(登録の対象となる者)

第3条 特定随意契約対象者は、本市に所在するものでなければならない。

(届出書の提出)

第4条 特定随意契約の相手方になろうとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める課(以下「事業担当課」という。)に特定随意契約対象者名簿登録届出書(様式第1号)に物品・役務届出書(様式第2号)及び口座振替届出書(様式第3号)を添えて提出しなければならない。

- (1) 障害者支援施設等 福祉部社会福祉課
- (2) シルバー人材センター連合等 市民部まちづくり振興室産業振興課
- (3) 母子福祉団体 福祉部児童福祉課
- (4) 新事業分野開拓事業者 市民部まちづくり振興室産業振興課

2 前項の登録届出書等の提出は、随時受け付けるものとする。

(名簿の作成)

第5条 事業担当課の長は、前条の規定による登録届出書等の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、特定随意契約対象者名簿(様式第4号。以下「名簿」という。)を作成し、対象となる物品又は役務を記載しなければならない。

(変更及び廃止等の届出)

第6条 名簿に登録された者は、名簿の登載内容について変更が生じたときは特定随意契約対象者名簿変更届出書(様式第5号)を、廃止又は休止するときは特定随意契約対象者名簿廃止等届出書(様式第6号)を事業担当課に提出しなければならない。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この告示は、告示の日から施行する。

2 この告示の施行の日から障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第2条第1号中「障害福祉サービス事業を行う施設」とあるのは、「障害福祉サービス事業を行う施設、障害者自立支援法附則第41条第1項、第48条若しくは第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同

法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第31条に規定する身体障害者授産施設（身体障害者福祉工場を含む。）、障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第3項に規定する精神障害者授産施設、同条第5項に規定する精神障害者福祉工場、障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の6に規定する知的障害者更生施設若しくは同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設（知的障害者福祉工場を含む。）とする。

様式第1号（第4条関係）

特定随意契約対象者名簿登録届出書

年 月 日

大和高田市長 殿

届出者 所在地

施設・団体名

代表者職・氏名

印

大和高田市特定随意契約対象者の登録に関する要綱第4条の規定により、次のとおり届け出ます。
 なお、この届出書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1. 種類（該当するものに「レ」を入れてください。）

<input type="checkbox"/> 障害者支援施設
<input type="checkbox"/> 地域活動支援センター
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業を行う施設
<input type="checkbox"/> 小規模作業所
<input type="checkbox"/> シルバー人材センター連合又はシルバー人材センター
<input type="checkbox"/> 母子福祉団体
<input type="checkbox"/> 新事業分野開拓事業者

2. 概要

所在地	(郵便番号 -) 大和高田市
施設・団体名	
代表者職・氏名	
定員及び利用者人数	定員： 人 利用者人数： 人 (年 月 日)
電話番号及びFAX番号	TEL (- -) FAX (- -)
連絡担当者氏名及び電話番号	氏名 TEL (- -)

様式第2号（第4条関係）

物品・役務届出書

年 月 日

大和高田市長 殿

届出者 (-)

所在地

施設・団体名

代表者職・氏名 印
電話番号 (- -)

大和高田市特定随意契約対象者の登録に関する要綱第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

物品 役務 区分	物品又は役務の名称	単位 (個・組等)	価格 (円)	物品の内容(素材・ 特徴等)又は役務内 容・条件等	その他 特記事項

<添付書類>物品の概要等が分かる資料(パンフレット等)があれば添付してください。

様式第3号(第4条関係)

口座振替届出書

年 月 日

大和高田市長 殿

届出者 (-)

所在地

施設・団体名

代表者職・氏名 印

大和高田市特定随意契約対象者の登録に関する要綱第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

・口座振替(自動払込)を希望する指定口座(金融機関とゆうちょ銀行の併用はできませんので、どちらか一方に記入してください。)

金 融 機 関	銀行・信金・農協・労金	店・支店・支所・出張所
---------	-------------	-------------

	種目	口座番号(右詰め)			
(ゆうちょ銀行以外)	1 普通 2 当座 3 納税				
ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号(右詰め)			
	1 0 の				
	振込先口座番号	振込先加入者			
	— —	大和高田市会計管理者			
フリガナ		電話番号	届出印		
口座名義人氏名					

様式第4号(第5条関係)

特定随意契約対象者名簿

登録番号	施設・団体名等	所在地	電話番号	物品 役務 区分	物品の内容 (素材・特徴等)又は役務 内容・条件等	その他 特記事項
			FAX番号			

様式第5号(第6条関係)

特定随意契約対象者名簿変更届出書

年 月 日

大和高田市長 殿

届出者 (—)

所在地

施設・団体名

代表者職・氏名

印

電話番号 (— —)

大和高田市特定随意契約対象者の登録に関する要綱第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項	旧	新
------	---	---

施設・団体名		
代表者職・氏名		
所在地 電話番号		
物品又は 役務内容等		
その他		

様式第6号(第6条関係)

特定随意契約対象者名簿廃止等届出書

年 月 日

大和高田市長 殿

届出者 (-)

所在地

施設・団体名

代表者職・氏名

印

電話番号 (- -)

大和高田市特定随意契約対象者の登録に関する要綱第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止・休止年月日	年 月 日
廃止・休止の理由	
その他	

※ 廃止・休止どちらかに○をしてください。

告示第37号

大和高田市障害者(児)移動支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市障害者(児)移動支援事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市障害者(児)移動支援事業実施要綱(平成18年告示第120号)の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改める。

第2条中「住所を有する」を「居住する」に改める。

第7条第2項中「利用者証を交付した日から1年間」を「前条第2項の規定による事業の利用の決定をした日から翌年の当該日が属する月の末日までの期間を上限とする。ただし、当該決定を行った日が月の初日の場合は、翌年の当該日が属する月の前月の末日までの期間を上限」に改め、同条に次の1項を加える。

3 利用者が有効期間満了後も引き続き事業を利用しようとするときは、有効期間満了の日の前30日までに前条第1項の規定による申請を行わなければならない。

第14条中「要綱」を「告示」に改める。

様式第4号中

「

移動支援事業利用変更申請書

大和高田市長 殿

申請者 住 所
氏 名 印
」を

「

移動支援事業利用変更申請書

大和高田市長 殿

年 月 日

申請者 住 所
氏 名 印
」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第7条第2項の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付する利用者証の有効期間について適用し、施行日前に交付した利用者証の有効期間については、なお従前の例による。

告示第38号

大和高田市日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市日中一時支援事業実施要綱(平成18年告示第121号)の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改める。

第2条中「住所を有する」を「居住する」に改める。

第3条を次のように改める。

(事業の実施)

第3条 事業は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第77条第1項に規定する指定生活介護事業者又は第115条第1項に規定する指定短期入所事業所で次の各号のいずれにも該当するものの管理者(以下「施設管理者」という。)に委託して行うものとする。

- (1) 障害者等の障害の程度に応じた見守り等の支援を行うための適切な人員を確保し、配置することができること。
- (2) 日中一時支援に利用する居室等の施設について、適正な面積を確保し、安全及び衛生に配慮していること。
- (3) 安定的に日中一時支援を行うことができること。

第5条第2項中「決定の日から1年間」を「前条第2項の規定による事業の利用の決定をした日から翌年の当該日が属する月の末日までの期間を上限とする。ただし、当該決定を行った日が月の初日の場合は、翌年の当該日が属する月の前月の末日までの期間を上限」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 利用者が有効期間満了後も引き続き事業を利用しようとするときは、有効期間満了の日の前30日までに前条第1項の規定による申請を行わなければならない。

第8条第1項中「受けようとする者」を「受けようとする施設管理者」に改める。

第13条中「要綱」を「告示」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの告示による改正前の大和高田市日中一時支援事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の大和高田市日中一時支援事業実施要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 改正後の要綱第5条第2項の規定は、この告示の施行日以後に交付する利用者証の有効期間について適用し、施行日前に交付した利用者証の有効期間については、なお従前の例による。

告示第39号

大和高田市手話通訳事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市手話通訳事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市手話通訳事業実施要綱(平成15年告示第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改める。

第5条第1項第1号中「住所を有し」を「居住し」に改める。

第11条中「要綱」を「告示」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の大和高田市手話通訳事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の大和高田市手話通訳事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

告示第40号

大和高田市自転車駐車場条例(平成5年条例第18号)に定める使用料の収納に関する事務を下記の者に委託したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により告示します。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 収納の事務を委託した者の住所、氏名
奈良県大和高田市池田418番地の1
社団法人 大和高田市シルバー人材センター
- 2 委託した事務の範囲
 - (1) サイクルポート近鉄高田北に係る使用料の収納
 - (2) サイクルポート近鉄高田南に係る使用料の収納
 - (3) サイクルポートJR高田に係る使用料の収納
 - (4) サイクルポートJR高田西に係る使用料の収納
 - (5) サイクルポート高田市駅に係る使用料の収納
 - (6) サイクルポート松塚に係る使用料の収納

(7) サイクルポート浮孔に係る使用料の収納

3 期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

4 収納の方法

口答、掲示及び自動管理機器による収納

告示第41号

大和高田市自動車駐車場条例(平成8年条例第24号)に定める使用料の収納に関する事務を下記の者に委託したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により告示します。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉田誠克

1 収納の事務を委託した者の住所、氏名

奈良県大和高田市池田418番地の1

社団法人 大和高田市シルバー人材センター

2 委託した事務の範囲

(1) JR高田駅西側駐車場に係る使用料の収納

3 期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

4 収納の方法

口答、掲示及び自動管理機器による収納

告示第42号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第11条及び大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第6条及び別表に定める費用の収納に関する事務を下記の者に委託したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により告示します。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉田誠克

1 収納の事務を委託した者の住所、氏名

奈良県大和高田市池田418番地の1

社団法人 大和高田市シルバー人材センター

2 委託した事務の範囲

(1) 高架下自転車保管所に係る移動費及び保管費の収納

3 期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

4 収納の方法

口答、掲示による収納

告示第43号

大和高田市男女共同参画推進本部設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市男女共同参画推進本部設置要綱の一部を改正する告示

大和高田市男女共同参画推進本部設置要綱(平成11年告示第139号)の一部を次のように改正

する。

第3条第3項中「、会計管理者」を削る。

第7条中「要綱」を「告示」に改める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

告示第44号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

2. 移動年月日

平成22年3月2日、同月4日、同月10日、同月16日、同月23日、同月25日、同月29日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時

ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第45号

大和高田市違反広告物除却推進員制度実施要綱を次のように定める。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市違反広告物除却推進員制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、奈良県事務処理の特例に関する条例(平成12年奈良県条例第34号)に基づき、市が処理することとされた屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)

第7条第4項の規定による違反広告物の除却について、市民と行政が協働して行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上等 市内における公衆の用に供する道路及び公園並びにこれらに附属するもの
- (2) 違反広告物 法第7条第4項に規定するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等であつて、奈良県屋外広告物条例(昭和35年奈良県条例第17号。以下「県条例」という。)に違反して路上等に表示され、又は設置されたもの
- (3) 除却活動 法第7条第4項の規定に基づき、路上等における違反広告物を除去すること。
(推進団体の認定等)

第3条 市長は、次に掲げる基準を満たす団体を違反広告物除却活動推進団体(以下「推進団体」という。)として認定し、除却活動を行う事務を委任することができる。

- (1) 除却活動を適正かつ自主的に行うことができること。
- (2) 市内に在住又は在勤する20歳以上の者を団体の構成員としていること。
- (3) 団体の構成員が3名以上であること。

2 前項の規定により認定を受けようとする市民団体は、違反広告物除却活動推進団体認定申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 構成員名簿(様式第2号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、当該申請者を推進団体として認定したときは、違反広告物除却活動推進団体認定証(様式第3号)を交付するものとする。

4 推進団体の認定期間は、2年以内とする。ただし、更新を妨げない。

5 推進団体は、前項の規定により推進団体の認定期間を更新しようとするときは、認定期間満了の30日前までに第2項の申請書を市長に提出するものとする。この場合において、その内容に変更がないときは、同項の書類の添付は、省略することができる。

(認定の変更又は取消し)

第4条 推進団体は、認定を受けた事項を変更しようとするときは、事前に違反広告物除却活動推進団体認定変更届(様式第4号)により、市長に届け出なければならない。

2 推進団体は、解散等により存在しなくなったときは、速やかに違反広告物除却活動推進団体廃止届(様式第5号)により、市長に届け出なければならない。

3 市長は、推進団体が次の各号のいずれかに該当するときは、推進団体の認定を取り消すことができる。

- (1) 推進団体から団体を解散する旨の申出があつたとき。
- (2) 推進団体としてふさわしくない行為があつたとき。
- (3) 第3条第1項各号に掲げる基準を満たさなくなったとき。
- (4) 推進団体の認定期間が満了したにもかかわらず、更新の申請がなされなかつたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が推進団体として不相当と認めたとき。

(推進員)

第5条 市長は、推進団体の構成員のうち適当と認める者を違反広告物除却推進員(以下「推進員」という。)に委嘱し、違反広告物除却推進員委嘱証(様式第6号。以下「委嘱証」という。)を交付する。

2 推進員は、無報酬のボランティアとする。

3 推進員の任期は、当該推進員の所属する推進団体の認定期間とする。

4 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。

- (1) 推進員から辞退の申出があったとき。
- (2) 推進員の所属する推進団体から委嘱を解く旨の申出があったとき。
- (3) 推進員としてふさわしくない行為があったとき。

5 前条第2項の規定により推進団体が廃止されたとき又は同条第3項の規定により推進員が所属する推進団体の認定が取り消されたときは、推進員に対する委嘱は解かれたものとする。

6 推進員は、任期が満了し、又は委嘱を解かれたことによりその身分を失ったときは、当該推進員は、委嘱証を市長に返却しなければならない。

(推進団体の活動)

第6条 推進団体は、当該団体に所属する推進員に、除却活動をさせることができる。

2 推進団体は、法、県条例及び同施行規則のほか、次に掲げる事項を遵守して除却活動を行わなければならない。

- (1) 安全を確保するため2名以上で活動すること。
- (2) 委嘱証を携帯すること。
- (3) 除却活動中に事故等が発生したときは、速やかに市長に報告し、必要に応じて活動地域を所轄する警察署に通報すること。
- (4) 広告物が除却対象であるかどうかについて疑義が生じたときは、市長に連絡し、指示を受けること。

3 推進団体は、当該団体に所属する推進員が除却活動をしようとするときは、除却活動計画書（様式第7号）を当該活動の1週間前までに市長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(除却した違反広告物の一時保管等)

第7条 推進団体は、除却した違反広告物（はり紙を除く。）を市長に引き継がなければならない。ただし、速やかに当該違反広告物を引き継ぐことができない場合は、推進団体が所有又は管理する場所にこれを一時保管することができる。

2 推進団体は、除却活動終了後、速やかに除却活動報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(講習会)

第8条 市長は、推進員が除却活動に関し、必要な知識の習得が図れるように、次の各号に掲げる事項について講習会を開催する。

- (1) 法、県条例に関すること。
- (2) 違反広告物に関すること。
- (3) その他除却活動に関すること。

(推進団体の責務)

第9条 推進団体の代表者は、所属する推進員がこの告示に反して除却活動をすることのないように監督しなければならない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

違反広告物除却活動推進団体認定申請書（新規・更新）

年 月 日

大和高田市長 殿

代表者氏名
住所

電話番号

下記の団体を違反広告物除却活動推進団体として認定願います。

記

団体名

注意事項

- 1 違反広告物除却活動推進団体として認定されるためには、構成員3名以上の在籍が必要です。
- 2 申請者には次の図面等を添付してください。ただし、更新の場合は不要です。
 - (1) 構成員名簿（様式第2号）
 - (2) 活動地域を示す図面
 - (3) 除却物件の一時保管場所を示す図面

様式第2号（第3条関係）

構成員名簿

団体名		構成員数	名
番号	氏名	連絡先（自宅又は勤務・通学先）	委嘱証発行 確認欄※
	生年月日		
1		住所	
		電話	
2		住所	
		電話	
3		住所	
		電話	
4		住所	
		電話	
5		住所	
		電話	
6		住所	
		電話	
7		住所	
		電話	
8		住所	
		電話	
9		住所	
		電話	
10		住所	
		電話	
11		住所	
		電話	
12		住所	
		電話	

※委嘱証発行確認欄は、空白のまま提出してください。

様式第3号（第3条関係）

違反広告物除却活動推進団体認定証

年 月 日

所属団体名

上記の者は、屋外広告物法第7条第4項の規定により違反広告物の除却を行うことを委嘱した者である。

年 月 日交付

大和高田市長 印

(裏)

《注意事項》

- 1 除却活動をする際は、この委嘱証を携帯してください。
- 2 関係人の請求があったときは、この委嘱証を提示してください。
- 3 本証は、他人に貸与又は譲渡することはできません。
- 4 本証を紛失、汚損又は破損したときは、直ちに届け出て、再発行を受けてください。
- 5 除却活動中に事故等が発生したときは、現場での処理は行わず下記へ連絡してください。

大和高田市 ○○部○○課
TEL

様式第7号(第6条関係)

除却活動計画書

大和高田市長

殿

団体名

代表者氏名

連絡先

除却活動を下記のとおり実施します。

記

1 実施日時	年 月 日 () (午前・午後) 時 分 から (午前・午後) 時 分まで
2 実施地域	
3 参加予定者数	合計 名
4 除却した違反広告物の保管方法	
5 備考	

※ 除却活動に当たっては、広告物の表示内容により除却の是非を決するなど、恣意的な活動をしないよう留意すること。

※ 除却活動に当たっては、関係法令を遵守すること。

様式第8号(第7条関係)

除却活動報告書

年 月 日

大和高田市長 殿

団体名
代表者氏名
連絡先

年 月 日 () に実施した除却活動の実績について、次のとおり報告します。

- 1 参加者数 名
- 2 はり紙

番号	主な広告主	数量	番号	主な広告主	数量
1			6		
2			7		
3			8		
4			9		
5			10		

- 3 はり札等、広告旗及び立看板等

番号	主な広告主	設置場所	数量		
			はり札等	広告旗	立看板等
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					

告示第46号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成22年3月31日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成22年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 平成21年度大和高田市一般会計補正予算(第6号)
- 2 平成21年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第2号)
- 3 平成22年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 4 平成22年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)

平成21年度大和高田市一般会計補正予算(第6号)専決処分

平成21年度大和高田市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ42,270千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,659,971千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		141,000	5,000	146,000
	3 地方道路譲与税	11,000	5,000	16,000
4 配当割交付金		26,000	△5,000	21,000
	1 配当割交付金	26,000	△5,000	21,000
6 地方消費税交付金		502,000	12,000	514,000
	1 地方消費税交付金	502,000	12,000	514,000
7 自動車取得税交付金		46,000	10,000	56,000
	1 自動車取得税交付金	46,000	10,000	56,000
9 地方交付税		6,467,514	41,972	6,509,486
	1 地方交付税	6,467,514	41,972	6,509,486
12 使用料及び手数料		731,581	10,000	741,581
	2 手数料	320,348	10,000	330,348
13 国庫支出金		3,490,332	△50,900	3,439,432
	1 国庫負担金	2,887,042	△27,130	2,859,912
	2 国庫補助金	576,076	△23,770	552,306
14 県支出金		1,208,005	△30,500	1,177,505
	1 県負担金	777,332	△6,000	771,332
	2 県補助金	308,000	△34,500	273,500
	3 県委託金	122,673	10,000	132,673
16 寄附金		2,264	1,150	3,414
	1 寄附金	2,264	1,150	3,414
18 諸収入		308,979	△4,292	304,687
	3 貸付金元利収入	18,486	△5,000	13,486
	4 雑入	284,993	708	285,701
19 市債		2,543,000	△31,700	2,511,300

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 市債	2,543,000	△31,700	2,511,300
歳入合計		23,702,241	△42,270	23,659,971

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,830,664	37,460	2,868,124
	1 総務管理費	2,259,983	37,460	2,297,443
	2 徴税费	345,876	0	345,876
3 民生費		8,779,483	△28,000	8,751,483
	1 社会福祉費	3,502,662	△21,500	3,481,162
	2 児童福祉費	2,725,906	△6,500	2,719,406
	3 生活保護費	2,550,611	0	2,550,611
4 衛生費		2,633,302	△62,000	2,571,302
	1 保健衛生費	1,001,463	△54,000	947,463
	2 清掃費	1,631,839	△8,000	1,623,839
8 土木費		1,648,374	44,100	1,692,474
	2 道路橋りょう費	162,342	△2,800	159,542
	3 都市計画費	1,208,205	52,000	1,260,205
	4 住宅費	167,738	△5,100	162,638
10 教育費		2,125,370	△33,830	2,091,540
	1 教育総務費	237,301	△2,030	235,271
	2 小学校費	305,684	△10,700	294,984
	3 中学校費	152,909	△10,100	142,809
	6 社会教育費	423,867	△11,000	412,867
歳出合計		23,702,241	△42,270	23,659,971

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地開発公社 用地取得事業	千円 282,200	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	% 4.0 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 場合につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融資条件 により、銀行 その他の場 合にはその 債権者と 協定するも のによる。 ただし、市 財政の都合 により据置 期間及び償 還期間を短 縮し、又は 繰上償還も しくは低利 に借換える ことができる。	千円 280,600	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	% 4.0 以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 場合につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融資条件 により、銀行 その他の場 合にはその 債権者と 協定するも のによる。 ただし、市 財政の都合 により据置 期間及び償 還期間を短 縮し、又は 繰上償還も しくは低利 に借換える ことができる。
仮称、高田認定 こども園新築事業	158,500	〃	〃	〃	145,500	〃	〃	〃
清掃運搬施設等 整備事業	7,800	〃	〃	〃	5,800	〃	〃	〃
側溝新設改良事業	24,100	〃	〃	〃	18,000	〃	〃	〃
中和幹線道路 新設改良事業	97,500	〃	〃	〃	91,500	〃	〃	〃
市営住宅整備事業	9,300	〃	〃	〃	6,300	〃	〃	〃

平成21年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第2号)専決処分

平成21年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,200千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137,667千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		115,894	4,700	120,594
	1 外来収入	113,848	4,700	118,548
2 使用料及び手数料		5,565	1,500	7,065
	1 手数料	5,565	1,500	7,065
歳入合計		131,467	6,200	137,667

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 医業費		70,660	6,200	76,860
	1 医業費	70,660	6,200	76,860
歳出合計		131,467	6,200	137,667

平成21年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第4号)専決処分

平成21年度大和高田市の下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,578,344千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		343,071	△19,000	324,071
	1 使用料	343,071	△19,000	324,071
4 繰入金		710,262	52,000	762,262
	1 一般会計繰入金	710,262	52,000	762,262
5 諸収入		3,010	△1,500	1,510
	2 雑入	3,000	△1,500	1,500
6 市債		1,233,000	△41,500	1,191,500
	1 市債	1,233,000	△41,500	1,191,500
歳入合計		2,588,344	△10,000	2,578,344

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公債費		1,600,753	△10,000	1,590,753
	1 公債費	1,600,753	△10,000	1,590,753
歳出合計		2,588,344	△10,000	2,578,344

平成21年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)専決処分

平成21年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ140,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,027,364千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		759,606	△1,372	758,234
	1 介護保険料	759,606	△1,372	758,234
3 国庫支出金		894,824	△50,794	844,030
	1 国庫負担金	680,997	△28,000	652,997
	2 国庫補助金	213,827	△22,794	191,033
4 支払基金交付金		1,158,569	△52,834	1,105,735
	1 支払基金交付金	1,158,569	△52,834	1,105,735
5 県支出金		581,561	△17,500	564,061
	1 県負担金	567,207	△17,500	549,707
7 繰入金		694,931	△17,500	677,431
	1 一般会計繰入金	652,077	△17,500	634,577
歳入合計		4,167,364	△140,000	4,027,364

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		3,840,633	△140,000	3,700,633
	1 給付諸費	3,840,633	△140,000	3,700,633
歳出合計		4,167,364	△140,000	4,027,364

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資本費平準化債	千円 437,400	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	千円 395,900	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。

告示第69号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申し立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成22年4月6日

大和高田市長 吉田誠克

記

- 1. 職権消除日 平成22年4月6日
- 2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第70号

市道の区域の決定及び供用の開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び第2項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定し、供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

平成22年4月16日

大和高田市長 吉田誠克

- 1. 道路の種類 市道
- 2. 路線名その他

路線名	区 間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
高252号線	大字松塚744番3先から 大字池尻37番2先まで	22.0	1014.0	

3. 供用開始の期日 平成22年4月16日

告示第71号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成22年4月16日

大和高田市長 吉田誠克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成22年4月30日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成22年1月12日、同月14日、同月18日、同月20日、同月21日、同月26日、同月28日

告示第72号

供用の開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を開始する。その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

平成22年4月20日

大和高田市長 吉田誠克

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
瀬 19号線	大和高田市大字池尻177番1先から 大和高田市大字池尻176番1先まで	平成22年4月20日

告示第73号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成22年4月27日

大和高田市長 吉田誠克

記

1. 職権消除日 平成22年4月27日

2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第74号

平成22年5月10日、次の事件を付議するため、大和高田市議会臨時会を本市議事堂に招集する。
平成22年4月30日

大和高田市長 吉田誠克

告示第75号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年4月30日

大和高田市長 吉田誠克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

2. 移動年月日

平成22年4月6日、同月7日、同月13日、同月15日、同月19日、同月21日、同月27日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時

ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

公 告**公告第36号**

下記の業務について、条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成22年4月12日

大和高田市長 吉田誠克

1. 入札に付する事項

- (1) 業務名称 PETボトル中間処理業務委託
- (2) 業務内容 「仕様書」による。
- (3) 契約期間 平成22年契約締結日から平成23年3月31日まで
- (4) 業務場所 「仕様書」による。

2. 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者の資格は、以下に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 本件入札に係る仕様書の交付日、入札日及び落札決定日において、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者で、本市において「物品購入等競争入札参加資格(役務の提供)」の(その他)ペットボトルの処理の登録業者であること。
- (2) 大和高田市内に処理施設を有する者、又は大和高田市と本処理業務において、履行実績を有する者
処理施設とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号への「一般廃棄物の積替」及び同条同号りの「一般廃棄物の保管」を行う場合に準じた施設、並びに容器包装リサイクル法に基づく分別基準を満足するように分別、選別及び圧縮等の中間処理を行える施設であり、仕様書の11に示す設備の完備できたものであることとする。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていない者

3. 仕様書その他提出書類の取得

平成22年4月12日より市のホームページで取得可能です。また、大和高田市環境建設部契約監理室でもお渡しできます。(郵送不可)

4. 仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関する質問
 - ①質問先 大和高田市 環境建設部 契約監理室
 - ②質問期間 平成22年4月12日(月)～4月21日(水)の午前8時30分から午後5時00分までの受信分のみ
 - ③質問方法 FAXのみ (0745)49-0053
- (2) 質問に対する回答
 - ①回答日 平成22年4月22日(木)
 - ②回答方法 FAXにて質問者に回答します。

5. 入札参加資格審査申請書提出について

- (1) 受付方法 持参のみ(申請書に受領印を押印し、その写しをお渡しします。)
- (2) 提出場所 奈良県大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市庁舎(別棟) 契約監理室
- (3) 提出期間 平成22年4月12日(月)から平成22年4月16日(金)の午後5時00分までとする。

6. 入札参加資格審査結果通知日

申請書提出日を含み3日以内に郵送により通知します。(土曜日及び日曜日除きます。)

7. 入札を執行する場所及び日時等

- (1) 入札執行場所 奈良県大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市庁舎(別棟) 2階会議室
- (2) 入札日時 平成22年4月26日(月)午前10時00分
- (3) 必携書類 入札参加者は、一般競争入札参加資格決定通知書(又はその写し)を提示しなければならない。

8. 送付等による入札の可否

郵送、電信その他持参以外のものは認めない。

9. 最低制限価格

この入札においては、最低制限価格は設定しません。

10. 入札保証金に関する事項及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除とする。
- (2) 契約保証金 免除とする。

11. 無効入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵送等による入札
- (3) 入札書に入札者の記名押印を欠く入札
- (4) 入札書記載の金額、氏名、押印その他の入札要件の記載内容が確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札のすべて
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (8) 入札書記載の金額を加除訂正した入札

12. 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の予定価格以内で最低の価格(入札書記載の金額)をもって入札した業者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき価格の入札者が2人以上ある場合は、くじにより決定します。
- (3) 全入札書の中で最低の価格が予定価格を超過した場合は、その場で直ちに1回に限り「再入札」を行い、予定価格以内で最低の価格をもって入札した業者を落札者とします。

13. 開札結果

落札者が決定後、大和高田市ホームページにて公表する。

14. その他必要な事項

- (1) 詳細は、仕様書による。
- (2) 入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額(消費税等を含む額)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。(1円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。)落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額〔消費税等〕を加算した金額をもって落札価格とする。
- (3) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (4) この公告に定めるもののほか、入札及び契約に関し必要な事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令及び大和高田市契約規則によるものとする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

15. この入札公告に関する担当部署

大和高田市環境建設部契約監理室

住 所 奈良県大和高田市大字大中大字100番地の1

TEL 0745-22-1101 内線 670・627 (担当 永井、杉本)

FAX 0745-49-0053

公告第37号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成22年4月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

公告第38号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成22年4月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画生産緑地地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
大和都市計画(大和高田市)市街化区域内
- 3 都市計画の案の縦覧場所
大和高田市環境建設部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成22年4月28日から平成22年5月12日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜・日曜日は除く。
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨およびその理由を具体的に記載し、住所、氏名および職業を併記した文書1通を市長宛とし、大和高田市環境建設部都市計画課に平成22年5月12日までに必着するよう提出すること。

公告第39号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年4月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	学校施設耐震改修設計業務{耐震補強計画・耐震実施設計}(片塩中学校棟No. 17・27)
2 業務場所	大和高田市中三倉堂二丁目地内
3 業務期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計業務に登録されている者であること。 (2) 奈良県内に本店を有する者であること。 (3) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 (4) 管理技術者及び記載を求める主任担当技術者は、それぞれ1名であること。ただし、管理技術者に建築の構造分野の技術がある場合は、当該管理技術者が主任担当技術者を兼任することを認めます。 (5) 管理技術者は一級建築士とし、建築の総合分野の業務を担当すること。

	<p>(6) 主任担当技術者は管理技術者の下で当該業務を実施する技術者とし、建築の構造分野の業務を担当すること。</p> <p>(7) 管理技術者及び主任担当技術者は、申請者の組織に所属していること。ただし、構造計算等を協力業者に依頼する場合は、主任担当技術者は協力業者の所属でも可能とします。</p> <p>(8) 管理技術者又は主任担当技術者は、「改改版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説(2001年版)」の講習会を受講していること。</p> <p>(9) 市外業者においては、所属する管理技術者及び主任担当技術者が平成12年4月1日以降に下記の同種又は類似業務に携わった実績があること。 庁舎、事務所、学校、研究所、美術館、博物館、共同住宅、公会堂施設の耐震診断又は耐震改修に係る設計業務(業務委託契約金額が5百万円以上のものに限る。)</p> <p>(10) 過去2年間の年間平均実績高(直近の大和高田市建設工事等入札参加資格審査申請書に記載の建築関係建設コンサルタント業務)が、市外業者にあつては1千万円以上であること。</p> <p>(11) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(12) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(13) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書には「改改版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説(2001年版)」の講習会受講証明書の写しを添付してください。</p> <p>(3) 市外業者においては、5(9)の要件を満たすことを証するための実績書(業務名、契約相手方名、契約金額及び履行期間を明記すること)及び当該契約書の写しを添付してください。</p> <p>(4) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(5) 受付期間 平成22年4月30日(金)から平成22年5月11日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(6) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(7) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年5月12日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧等</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。貸出期間は半日とします。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年4月30日(金)から平成22年5月14日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p>

	(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成22年5月17日(月)から平成22年5月18日(火)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成22年5月20日(木)午後5時まで
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成22年5月26日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成22年5月27日(木)午前10時00分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格のないものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した業務を履行できると大和高田市市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	大和高田市契約規則第30条によるものとします。
17 最低制限価格	設定しません。
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が1者となった場合であっても、開札は執行します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第40号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年4月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	学校施設耐震改修設計業務{耐震補強計画・耐震実施設計}(浮孔小学校屋内体育館棟No. 11)
2 業務場所	大和高田市中三倉堂二丁目地内
3 業務期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計業務に登録されている者であること。</p> <p>(2) 奈良県内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>(4) 管理技術者及び記載を求める主任担当技術者は、それぞれ1名であること。ただし、管理技術者に建築の構造分野の技術がある場合は、当該管理技術者が主任担当技術者を兼任することを認めます。</p> <p>(5) 管理技術者は一級建築士とし、建築の総合分野の業務を担当すること。</p> <p>(6) 主任担当技術者は管理技術者の下で当該業務を実施する技術者とし、建築の構造分野の業務を担当すること。</p> <p>(7) 管理技術者及び主任担当技術者は、申請者の組織に所属していること。ただし、構造計算等を協力業者に依頼する場合は、主任担当技術者は協力業者の所属でも可能とします。</p> <p>(8) 管理技術者又は主任担当技術者は、「改修版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説(2001年版)」の講習会を受講していること。</p> <p>(9) 市外業者においては、所属する管理技術者及び主任担当技術者が平成12年4月1日以降に下記の同種又は類似業務に携わった実績があること。 庁舎、事務所、学校、研究所、美術館、博物館、共同住宅、公会堂施設の耐震診断又は耐震改修に係る設計業務(業務委託契約金額が5百万円以上のものに限る。)</p> <p>(10) 過去2年間の年間平均実績高(直近の大和高田市建設工事等入札参加資格審査申請書に記載の建築関係建設コンサルタント業務)が、市外業者にあつては1千万円以上であること。</p> <p>(11) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(12) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(13) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p>

	<p>(2) 申請書には「改修版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説(2001年版)」の講習会受講証明書の写しを添付してください。</p> <p>(3) 市外業者においては、5(9)の要件を満たすことを証するための実績書(業務名、契約相手方名、契約金額及び履行期間を明記すること)及び当該契約書の写しを添付してください。</p> <p>(4) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(5) 受付期間 平成22年4月30日(金)から平成22年5月11日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(6) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(7) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年5月12日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。貸出期間は半日とします。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年4月30日(金)から平成22年5月14日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年5月17日(月)から平成22年5月18日(火)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年5月20日(木)午後5時まで</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年5月26日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店 留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年5月27日(木)午前10時10分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p>

	開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格のないものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した業務を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	大和高田市契約規則第30条によるものとします。
17 最低制限価格	設定しません。
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が1者となった場合であっても、開札は執行します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第41号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年4月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	学校施設耐震改修設計業務{耐震補強計画・耐震実施設計}(片塩小学校屋内体育館棟No. 13)
2 業務場所	大和高田市旭北町地内
3 業務期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計業務に登録されている者であること。 (2) 奈良県内に本店を有する者であること。 (3) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 (4) 管理技術者及び記載を求める主任担当技術者は、それぞれ1名であること。ただし、管理技術者に建築の構造分野の技術がある場合は、当該管理技術者が主任担当技術者を兼任することを認めます。 (5) 管理技術者は一級建築士とし、建築の総合分野の業務を担当すること。 (6) 主任担当技術者は管理技術者の下で当該業務を実施する技術者とし、建築の構造分野の業務を担当すること。 (7) 管理技術者及び主任担当技術者は、申請者の組織に所属していること。ただし、構造計算等を協力業者に依頼する場合は、主任担当技術者は協力業者の所属

	<p>でも可能とします。</p> <p>(8) 管理技術者又は主任担当技術者は、「屋内体育館等の耐震性能診断基準」の講習会を受講していること。</p> <p>(9) 市外業者においては、所属する管理技術者及び主任担当技術者が平成12年4月1日以降に下記の同種又は類似業務に携わった実績があること。 庁舎、事務所、学校、研究所、美術館、博物館、共同住宅、公会堂施設の耐震診断又は耐震改修に係る設計業務（業務委託契約金額が5百万円以上のものに限る。）</p> <p>(10) 過去2年間の年間平均実績高（直近の大和高田市建設工事等入札参加資格審査申請書に記載の建築関係建設コンサルタント業務）が、市外業者にあつては1千万円以上であること。</p> <p>(11) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(12) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(13) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書には「屋内体育館等の耐震性能診断基準」の講習会受講証明書の写しを添付してください。</p> <p>(3) 市外業者においては、5(9)の要件を満たすことを証するための実績書（業務名、契約相手方名、契約金額及び履行期間を明記すること）及び当該契約書の写しを添付してください。</p> <p>(4) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(5) 受付期間 平成22年4月30日(金)から平成22年5月11日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(6) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(7) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室（本庁舎南隣）</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年5月12日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。貸出期間は半日とします。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年4月30日(金)から平成22年5月14日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室（本庁舎南隣）</p>

9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年5月17日(月)から平成22年5月18日(火)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年5月20日(木)午後5時まで</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年5月26日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年5月27日(木)午前10時20分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格のないものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した業務を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	大和高田市契約規則第30条によるものとします。
17 最低制限価格	設定しません。
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が1者となった場合であっても、開札は執行します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第42号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成22年4月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	学校施設耐震改修設計業務〔耐震補強計画・耐震実施設計〕（菅原小学校屋内体育館棟No. 18・浮孔西小学校屋内体育館棟No. 2）
2 業務場所	大和高田市大字根成柿・曾大根一丁目地内
3 業務期間	契約締結の日から平成23年3月31日（木）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計業務に登録されている者であること。</p> <p>(2) 奈良県内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>(4) 管理技術者及び記載を求める主任担当技術者は、それぞれ1名であること。ただし、管理技術者に建築の構造分野の技術がある場合は、当該管理技術者が主任担当技術者を兼任することを認めます。</p> <p>(5) 管理技術者は一級建築士とし、建築の総合分野の業務を担当すること。</p> <p>(6) 主任担当技術者は管理技術者の下で当該業務を実施する技術者とし、建築の構造分野の業務を担当すること。</p> <p>(7) 管理技術者及び主任担当技術者は、申請者の組織に所属していること。ただし、構造計算等を協力業者に依頼する場合は、主任担当技術者は協力業者の所属でも可能とします。</p> <p>(8) 管理技術者又は主任担当技術者は、「改改版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説（2001年版）」の講習会を受講していること。</p> <p>(9) 市外業者においては、所属する管理技術者及び主任担当技術者が平成12年4月1日以降に下記の同種又は類似業務に携わった実績があること。 庁舎、事務所、学校、研究所、美術館、博物館、共同住宅、公会堂施設の耐震診断又は耐震改修に係る設計業務（業務委託契約金額が5百万円以上のものに限る。）</p> <p>(10) 過去2年間の年間平均実績高（直近の大和高田市建設工事等入札参加資格審査申請書に記載の建築関係建設コンサルタント業務）が、市外業者にあっては1千万円以上であること。</p> <p>(11) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(12) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(13) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書には「改改版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説（2001年版）」の講習会受講証明書の写しを添付してください。</p> <p>(3) 市外業者においては、5（9）の要件を満たすことを証するための実績書（業</p>

	<p>務名、契約相手方名、契約金額及び履行期間を明記すること)及び当該契約書の写しを添付してください。</p> <p>(4) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(5) 受付期間 平成22年4月30日(金)から平成22年5月11日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(6) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(7) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年5月12日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。貸出期間は半日とします。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年4月30日(金)から平成22年5月14日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年5月17日(月)から平成22年5月18日(火)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年5月20日(木)午後5時まで</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年5月26日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店 留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年5月27日(木)午前10時30分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p>

無効	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格のないものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した業務を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	大和高田市契約規則第30条によるものとします。
17 最低制限価格	設定しません。
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が1者となった場合であっても、開札は執行します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第43号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成22年4月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	学校施設耐震改修設計業務 {耐震補強計画・耐震実施設計}（磐園小学校屋内体育館棟No. 12・陵西小学校屋内体育館棟No. 18）
2 業務場所	大和高田市大字有井・大字池田地内
3 業務期間	契約締結の日から平成23年3月31日（木）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計業務に登録されている者であること。 (2) 奈良県内に本店を有する者であること。 (3) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 (4) 管理技術者及び記載を求める主任担当技術者は、それぞれ1名であること。ただし、管理技術者に建築の構造分野の技術がある場合は、当該管理技術者が主任担当技術者を兼任することを認めます。 (5) 管理技術者は一級建築士とし、建築の総合分野の業務を担当すること。 (6) 主任担当技術者は管理技術者の下で当該業務を実施する技術者とし、建築の構造分野の業務を担当すること。 (7) 管理技術者及び主任担当技術者は、申請者の組織に所属していること。ただし、構造計算等を協力業者に依頼する場合は、主任担当技術者は協力業者の所属でも可能とします。 (8) 管理技術者又は主任担当技術者は、「改修版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説（2001年版）」の講習会を受講していること。

	<p>(9) 市外業者においては、所属する管理技術者及び主任担当技術者が平成12年4月1日以降に下記の同種又は類似業務に携わった実績があること。 庁舎、事務所、学校、研究所、美術館、博物館、共同住宅、公会堂施設の耐震診断又は耐震改修に係る設計業務（業務委託契約金額が5百万円以上のものに限る。）</p> <p>(10) 過去2年間の年間平均実績高（直近の大和高田市建設工事等入札参加資格審査申請書に記載の建築関係建設コンサルタント業務）が、市外業者にあつては1千万円以上であること。</p> <p>(11) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(12) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(13) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書には「改修版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説（2001年版）」の講習会受講証明書の写しを添付してください。</p> <p>(3) 市外業者においては、5（9）の要件を満たすことを証するための実績書（業務名、契約相手方名、契約金額及び履行期間を明記すること）及び当該契約書の写しを添付してください。</p> <p>(4) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(5) 受付期間 平成22年4月30日（金）から平成22年5月11日（火）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(6) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(7) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室（本庁舎南隣）</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年5月12日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。貸出期間は半日とします。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年4月30日（金）から平成22年5月14日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室（本庁舎南隣）</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年5月17日（月）から平成22年5月18日（火）まで</p>

	<p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年5月20日(木) 午後5時まで</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成22年5月26日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店 留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年5月27日(木) 午前10時40分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣) 2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格のないものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した業務を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	大和高田市契約規則第30条によるものとします。
17 最低制限価格	設定しません。
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が1者となった場合であっても、開札は執行します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第44号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成22年4月30日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	保育所施設耐震改修工事設計業務〔耐震補強計画・耐震実施設計〕(天満・みどり・浮孔・磐園保育所)
2 業務場所	大和高田市吉井外3地内
3 業務期間	契約締結の日から平成23年3月31日(木)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計業務に登録されている者であること。</p> <p>(2) 奈良県内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>(4) 管理技術者及び記載を求める主任担当技術者は、それぞれ1名であること。ただし、管理技術者に建築の構造分野の技術がある場合は、当該管理技術者が主任担当技術者を兼任することを認めます。</p> <p>(5) 管理技術者は一級建築士とし、建築の総合分野の業務を担当すること。</p> <p>(6) 主任担当技術者は管理技術者の下で当該業務を実施する技術者とし、建築の構造分野の業務を担当すること。</p> <p>(7) 管理技術者及び主任担当技術者は、申請者の組織に所属していること。ただし、構造計算等を協力業者に依頼する場合は、主任担当技術者は協力業者の所属でも可能とします。</p> <p>(8) 管理技術者又は主任担当技術者は、「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説」の講習会を受講していること。</p> <p>(9) 市外業者においては、所属する管理技術者及び主任担当技術者が平成12年4月1日以降に下記の同種又は類似業務に携わった実績があること。 庁舎、事務所、学校、研究所、美術館、博物館、共同住宅、公会堂施設の耐震診断又は耐震改修に係る設計業務(業務委託契約金額が5百万円以上のものに限る。)</p> <p>(10) 過去2年間の年間平均実績高(直近の大和高田市建設工事等入札参加資格審査申請書に記載の建築関係建設コンサルタント業務)が、市外業者にあつては1千万円以上であること。</p> <p>(11) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(12) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(13) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書には「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説」の講習会受講証明書の写しを添付してください。</p> <p>(3) 市外業者においては、5(9)の要件を満たすことを証するための実績書(業務名、契約相手方名、契約金額及び履行期間を明記すること)及び当該契約書の写しを添付してください。</p> <p>(4) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付</p>

	<p>けません。</p> <p>(5) 受付期間 平成22年4月30日(金)から平成22年5月11日(火)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(6) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(7) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成22年5月12日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。貸出期間は半日とします。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成22年4月30日(金)から平成22年5月14日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成22年5月17日(月)から平成22年5月18日(火)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成22年5月20日(木)午後5時まで</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成22年5月26日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成22年5月27日(木)午前10時50分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p>

	(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格のないものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した業務を履行できると大和高田市市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	大和高田市契約規則第30条によるものとします。
17 最低制限価格	設定しません。
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が1者となった場合であっても、開札は執行します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

教育委員会

教育委員会規程第1号

大和高田市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程を別紙のように定める。

平成22年3月31日

大和高田市教育委員会

委員長 松村 宗昭

大和高田市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程
大和高田市教育委員会事務専決規程(平成9年規程第1号)の一部を次のように改正する。
別表第1中「出張命令」を「旅行命令」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

教育委員会告示第10号

大和高田市教育委員会4月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成22年4月8日

大和高田市教育委員会

委員長 松村 宗昭

記

日時 平成22年4月13日(水) 午後4時30分
場所 さざんかホール 4階 会議室
議案 第1号 平成22・23年度体育指導員委嘱について
第2号 後援願いについて
第3号 その他

教育委員会告示第11号

大和高田市教育委員会5月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成22年4月30日

大和高田市教育委員会

委員長 松村宗昭

記

日時 平成22年5月7日(金)午後2時00分
場所 中央公民館 2階 会議室
議案 第1号 後援願いについて
第2号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第9号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。
平成22年4月16日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西清一

1 日時 平成22年4月23日(金)午前11時00分
2 場所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 東会議室
3 議案 第1号 公職選挙法第28条第1項、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 その他

農業委員会

農業委員会告示第5号

大和高田市農業委員会5月定例委員会を次のとおり招集する。
平成22年4月27日

大和高田市農業委員会
会長 水井豊

日時 平成22年5月11日(火)午後3時00分
場所 大和高田市役所 3階 東会議室
議案 第1号 農地法第3条第1項について申請の件(委員会許可)
第2号 農地法第5条規定による申請の件
第3号 農地法第18条第6項について通知の件
第4号 その他

公営企業

企業管理規程第1号

大和高田市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成22年3月31日

大和高田市水道事業管理者
大和高田市長 吉田誠克

大和高田市水道事業事務分掌規程の一部を改正する規程
大和高田市水道事業事務分掌規程(昭和42年企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「総務係」の次に「、料金係、検針係」を加え、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とする。

第3条総務系の項に次の1号を加える。

- (13) 課内の他の係の補助に関する事。

第3条総務系の項の次に次の2項を加える。

料金係

- (1) 水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)の調定に関する事。
- (2) 水道料金等の統計に関する事。
- (3) 水道料金等の減免に関する事。
- (4) 水道料金等の徴収に関する事。
- (5) 水道料金等の督促に関する事。
- (6) 水道料金等の過誤納の整理に関する事。
- (7) 水道料金等の滞納処分に関する事。
- (8) 水道料金等の不納欠損処分に関する事。
- (9) 水道料金等の徴収の委託に関する事。
- (10) 水道料金等の催告に関する事。
- (11) 課内の他の係の補助に関する事。

検針係

- (1) 使用水量の点検及び調定に関する事。
- (2) 量水器台帳の整備に関する事。
- (3) 開栓、閉栓、名義変更及びこれに伴う水道料金等の精算に関する事。
- (4) 量水器の取替え、点検及び検査に関する事。
- (5) 課内の他の係の補助に関する事。

第3条の2を削る。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

企業管理規程第2号

大和高田市水道事業決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市水道事業決裁規程の一部を改正する規程

大和高田市水道事業決裁規程(平成9年企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第8条の2を削る。

第10条(見出しを含む。)中「水道営業課長」を「水道総務課参事」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

企業管理規程第3号

企業職員の旅費に関する規程及び大和高田市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

企業職員の旅費に関する規程及び大和高田市水道事業会計規程の一部を改正する規程

(企業職員の旅費に関する規程の一部改正)

第1条 企業職員の旅費に関する規程(昭和42年企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「出張」を「旅行」に改める。

(大和高田市水道事業会計規程の一部改正)

第2条 大和高田市水道事業会計規程(昭和42年企業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

別表中「出張命令簿」を「旅行命令簿」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

水道事業告示第3号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、水道料金等の収納事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定により告示します。

平成22年4月1日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 受託者の氏名

- ・清水岩男
- ・中村京子
- ・岡本智恵子
- ・鞍田トヨ子

2. 委託期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで